

## 平成22年第7回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成22年12月9日（木曜日）

---

### ○議事日程

平成22年12月9日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（27名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	河 杉	憲 二 君	4 番	高 砂	朋 子 君
5 番	原 田	洋 介 君	6 番	中 林	堅 造 君
7 番	山 本	久 江 君	8 番	重 川	恭 年 君
9 番	斉 藤	旭 君	10 番	山 田	耕 治 君
11 番	青 木	明 夫 君	12 番	藤 本	和 久 君
13 番	三 原	昭 治 君	14 番	木 村	一 彦 君
15 番	横 田	和 雄 君	16 番	安 藤	二 郎 君
17 番	山 根	祐 二 君	18 番	今 津	誠 一 君
19 番	弘 中	正 俊 君	20 番	大 田	雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿	博 敏 君	22 番	田 中	健 次 君
23 番	久 保	玄 爾 君	24 番	山 下	和 明 君
25 番	伊 藤	央 君	26 番	田 中	敏 靖 君
27 番	行 重	延 昭 君			

---

### ○欠席議員

なし

---

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	杉山一茂君
教育部長	山邊勇君	水道事業管理者	浅田道生君
水道局次長	岡本幸生君	消防長	秋山信隆君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	權代眞明君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重 豊君 議会事務局次長 山本 森 優君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。9番、斉藤議員、10番、山田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより質問に入ります。最初は、14番、木村議員。

〔14番 木村 一彦君 登壇〕

○14番（木村 一彦君） おはようございます。日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、TPP交渉について質問いたします。

御承知のようにTPPは、トランス・パシフィック・ストラテジック・エコノミック・

パートナーシップと、舌をかみそうですが、この略でありまして、環太平洋戦略的経済連携協定と訳されております。太平洋を取り巻くブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国に、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国が加わり、工業製品や農産品、金融サービスなどをはじめとする加盟国間で取引される全品目について、2015年までに関税を原則的に100%撤廃しようというものであります。

政府は、TPP交渉に向けて基本方針を閣議決定し、さきに横浜市で行われました太平洋経済協力会議、いわゆるAPEC首脳会議において、菅首相が関係国との協議を開始することを表明いたしました。この協定に参加すれば、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が壊滅的な打撃を受けることは必至であります。

農水省の試算によりましても、米の生産量が90%減少、さらに小麦が99%、牛肉が79%、豚肉が70%、それぞれ減少するなど、国内の農業生産額は主要な品目だけで、実に4兆1,000億円程度減少すると予想されております。また、現在、主要国中最底の40%に落ち込んでいる我が国の食料自給率は、さらに落ち込んで、14%程度にまで落ち込むと言われております。政府は盛んに「開国する」と言っておりますが、日本は農業鎖国どころか、世界一の農産物輸入国であります。

2007年の農産物の輸出入額を見ますと、TPP参加交渉中のアメリカが180億ドル、オーストラリアが159億ドルの純輸出だったのに対し、日本は438億ドルの純輸入であります。農産物の平均関税率も日本は11.7%で、アメリカの5.5%よりは高いものの、EUの19.5%よりは低い関税であります。こういう中で、世界はもはや、食料は金さえ出せばいつでも輸入できる時代ではなくなっております。

国連食糧農業機関は17日、食料自給見通しの最新版を発表しましたが、2011年に主要食料作物が顕著に増加しない限り、国際社会はより厳しい状況に対応しなければならなくなると警告しております。

昨年11月に開催された食料安全保障に関する世界サミットの声明では、「2050年に90億人を超えると予想される世界の人々の食料を供給するためには、農業生産を現在と比べて70%増加させる必要がある」、このように強調しているわけであります。こうした中で、我が国が食料自給率を10%台へ低下させることは、まさに国民の生命を危険にさらすことであり、断じて容認できるものではありません。

一方、農業は地域経済との結びつきも強く、農業生産が落ち込めば地域経済を一層冷え込ませるなど、地方のさらなる疲弊につながるものであります。TPPは農業だけにとどまらず、金融、保険、公共事業の入札、医師、看護師、介護士などの労働市場の開放も含

まれておりまして、賃金もアジア諸国の低賃金との競争にさらされて、大幅に引き下げられる危険があります。最適地生産を方針とする輸出大企業、財界・大企業は、T P P参加によって一層海外展開を強め、国内の産業空洞化に拍車がかかることになり、雇用破壊と賃下げがさらに深刻になるわけであります。

試算では、T P P参加によって国内総生産、実質G D Pが7兆9, 000億円減少、雇用も340万人減少するとされております。さらに、農業・農村は、食を支えているだけでなく、国土の保全や水源の涵養といった多面的機能も持っており、こうした機能が損なわれれば、一般の市民生活にも多大な影響を及ぼすこととなります。

そこでお尋ねいたします。1、T P Pへの参加によって、本市の農業、関連産業、雇用等にどのような影響があると考えられるのでしょうか。2、食の安全・安定供給、食料自給率の向上など、食料安全保障の面で消費者、すなわち市民にどのような影響があると考えられますでしょうか。3、市民生活と地域経済を守る立場から、国にT P Pへの参加を見合わせるよう働きかけるべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、お答え願います。

次に、住宅リフォーム助成制度について質問いたします。

さきの6月議会において、我が党の山本議員の質問に対して、市当局は、住宅リフォーム助成制度について、平成23年度からの実施を視野に入れ、調査・検討したいと答弁されました。これが実現すれば、県内では山陽小野田市などに続いての実施となり、まことに喜ばしいことだと思います。当局の御努力を高く評価したいと思います。

これまでもたびたび述べてまいりましたけれども、市民の住宅リフォームに対して市が一定額を助成するというこの制度は、市民のリフォームに対する意欲を後押しし、リフォームを促進することで、市内の関連業者の仕事を増やすので、全国どこでも、不況にあえぐ中小・零細業者から大変歓迎されているところでもあります。助成額の10倍から20倍の経済波及効果があると言われるこの制度は、不況打開と地域経済活性化の、ある種、起爆剤にもなっているわけであります。ぜひこれが市民に本当に役立ち、歓迎される制度になるよう心から願うものであります。

そこでお尋ねいたします。1、制度実施に当たっての市の基本的考え方をお示してください。2、真に市民から喜ばれる制度にするために、どのような工夫をしておられるのでしょうか。

以上、お答え願いたいと思います。

最後に、国民健康保険の再編について質問いたします。

厚生労働省は、ことし8月20日に開催された第9回高齢者医療制度改革会議において、

これまでの9回の議論を踏まえて中間取りまとめを行いました。同省が発表している中間取りまとめのポイントによると、まず、後期高齢者医療制度を平成25年度をめどに廃止し、サラリーマンである高齢者や被扶養者は社会保険などの被用者保険に、そして、その他の約8割の75歳以上の高齢者は国保に組み入れる。そして、第1段階として、まず75歳以上の高齢者医療は都道府県単位の財政運営にする。第2段階として、75歳未満の現役の加入者も、できるだけ速やかに都道府県単位の財政運営にするとしております。つまり、75歳以上の高齢者を含めた国保を、現行の市町村単位から、都道府県単位に広域化するものであります。政府は、そのための法案を来年の通常国会に提出する意向です。

さらに、長妻厚生労働大臣は、検討すべき新たな制度の原則の一つに、一元化の方向に資する制度を掲げ、民主党はマニフェストに地域保険での一元化の方向を掲げておりますので、近い将来には国保と組合健保、共済健保、協会健保など、地域保険の一元化も計画されております。

国保を都道府県単位で統合するに当たっては、県内保険料の統一、減免制度並びに基準の統一、収納率の統一などが必要とされております。

もし国保の都道府県単位への広域化が実施されれば、第1に、市町村の一般会計からの繰入がなくなり、大幅に保険料が引き上げられるおそれがあります。第2に、減免制度などの基準の統一化が行われ、各市町村が行っている独自減免などが根こそぎなくなるおそれがあります。第3に、取り立てや機械的な制裁措置がさらに横行し、地域の実情や市民の生活実態を無視した保険料を県が決め、その保険料の徴収に市町村は振り回されるということになりかねません。

そこでお尋ねいたします。1、後期高齢者医療制度が発足して2年が経過しましたが、この間の保険料滞納者、短期証、資格証明書発行の推移はどうなっておりますでしょうか。また、新制度への移行で、保険料、医療費の患者負担、医療給付の内容などはどのように変わるのでしょうか。2、国保全体が都道府県単位になった場合、保険料、医療費の患者負担はどうなりますか。また、保険料や一部負担金の減免などはどうなりますでしょうか。また、短期保険証、資格証明書発行などの制裁措置はどのようになるのでしょうか。3、将来、地域保険の一元化が計画されておるようではありますが、この際、加入者はどうなるか、このことをお尋ねしたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。よろしく御答弁のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、まずＴＰＰ、環太平洋戦略的経済連携協定の交渉についての御質問にお答えいたします。

初めに、本市の農業、関連産業、雇用等にどのような影響があると考えられるのかとの御質問でございますが、ＴＰＰに参加した場合の影響額につきましては、農林水産省の試算によりますと、２００８年の農業総産出額の４８％に当たる約４兆１，０００億円が減り、食料自給率については１４％程度まで落ち込むものと見込まれております。

山口県が農林水産省の試算に照らして算定されたところによりますと、影響額は３４０億円と聞いております。本市における影響額でございますが、国、県と同じく、少なからず影響があるものと考えております。

また、同じく農林水産省の試算によりますと、農業の関連産業を含めた損失総額は、ＧＤＰ、国内総生産の１．６％に相当する７兆９，０００億円に上り、３４０万人もの雇用が失われるとも見込んでおり、本市におきましても、農業算出額の大幅な減少と同様に、関連産業や雇用に影響が出るものと予想されます。

一方、ＴＰＰに参加しない場合の影響額につきましては、経済産業省の試算によりますと、今後１０年間でＧＤＰ、国内総生産の約２％、１０兆円程度の経済損失を見込まれており、県内でも製造品出荷額が多い本市におきましても、大きな影響があるものと懸念しております。

次に、食料安全保障の面で消費者にどのような影響があると考えられるのかとの御質問でございますが、関税撤廃により１００％の貿易自由化となりますと、安価な外国産の農産物が大量に輸入されることが予想されますので、現在の生産・流通体制が大きな打撃を受けるばかりでなく、安心・安全な食料の供給は、今以上に困難を極めるものと考えております。

安心・安全な食料を供給し、自給率向上を図ることは、ＴＰＰ参加、不参加にかかわらず、国民に対する国の責務と考えておりまして、的確に対応していただきたいと考えております。

次に、市民生活と地域経済を守る立場から、国に参加を見合わせるよう働きかけるべきではないかとの御意見、御質問でございますが、ＪＡをはじめとする農業団体や消費者団体、地方公共団体などがＴＰＰ交渉参加について、さまざまな形で意見を表明され、要請、要望が行われているところでございます。

全国市長会におきましても、１１月１８日に農林水産省筒井副大臣に対しまして、食料自給率の向上に支障が出ないように配慮するとともに、関係者の意見を踏まえて慎重に対応されることや、２国間の経済連携協定、ＥＰＡでは、国内農業への影響に配慮し、米や

小麦などの重要品目を関税撤廃の対象から外されるよう申し入れを行っているところであります。

また、国においては、11月30日に「食と農林漁業の再生実現会議」の初会合が開催されまして、持続可能な農業改革のあり方など、5つの検討項目が提示されまして、農業改革に向けた本格的な議論を始められたところであります。

私は、安心・安全な食料を供給し、食料自給率を高め、地域経済を育てていくことが農業を守ることに繋がると考えております。

そして、今こそ、農地の集約化による大規模化を進め、また販路拡大を容易にする流通改革を実施することにより、特色ある農産物を生産、供給することで、国際競争力を持った「たくましい農業」への政策転換が必要な時期に来ているのではないかと考えているところであります。TPP交渉参加に当たっては、日本の農業の未来に希望が持てるよう、国において根本的に熟慮された上で対応していただきたいと考えております。

次に、国保の再編についての御質問にお答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度と広域化についてのお尋ねでございますが、後期高齢者医療制度につきましては、制度発足当初より、対象被保険者を75歳以上という年齢で区分することなどへの批判もある中、国において平成21年11月に高齢者医療制度改革会議が設置され、新たな制度の構築に向けて検討が行われているところでございます。

検討の基本的な考え方につきましては、後期高齢者医療制度は平成24年度をもって廃止し、平成25年度から新しい制度を運用する。現行の後期高齢者医療制度が年齢で区分しているという問題を解消する。市町村国保などの負担増に十分配慮する。市町村国保の広域化につながるように見直しを行う。以上、申し上げたようなことなどとなっております。これらに基づき検討されているところでございます。

これを受けまして、山口県におきましても、市町国保の広域化に向けた環境整備の一環として、保険者事務の共同実施や財政運営の広域化、県内の標準設定等を推進するため、山口県市町国民健康保険広域化等支援方針の策定に向けた作業を進められているところでございます。しかしながら、新しい制度の保険者がどこになるのかなど、決定されていない事項も多く、いまだ流動的な状況でございます。

まず、議員お尋ねの、本市における制度発足以来の保険料滞納者数、短期被保険者証及び資格証明書の交付状況でございますが、保険料の滞納者は、各年度における医療被保険者証の更新時であります8月1日現在で、平成21年度は165人、平成22年度では197人でございます。そのうち短期被保険者証、資格証明書の交付状況は、各年度の11月1日現在、短期被保険者証につきましては、更新後の納付改善などによりまして、

平成21年度37人、平成22年度は30人でございます。なお、資格証明書の交付はございません。

次に、議員御指摘の、国民健康保険の広域化に伴い一般会計からの繰入ができなくなり、医療費の高騰が国民健康保険料にはね返るのではないかと、また国民健康保険料及び一部負担金に対する減免、徴収猶予の取り扱いが機械的になり、きめ細かな医療制度が行われなくなるのではないかとこの点につきましては、先ほど申し上げましたように、制度設計が流動的でございます、現段階でお答えできる状況でないことを御理解いただきたいと思います。

なお、現在、後期高齢者医療制度の被保険者は全国で約1,400万人と推計されておりました、そのうち新制度においては約1,200万人が市町村国保に、約200万人が被用者保険に移動する見込みでございます。

次に、地域保険の一元化についてでございますが、議員お尋ねの、一元化で加入者はどうなるのか、また被保険者の負担を増やさないためにも、国の負担金を増やす必要があるのではないかとこの点でございますが、この地域保険として一元的運用を図るという構想につきましても、現段階では具体化していないことでもありまして、お答えできる状況にはございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

残余の御質問につきましては、産業振興部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） それでは、まずTPP問題について再質問させていただきます。

今、市長から御答弁がありましたように、これは我が国にとって大事な、重大な問題であるという大筋の認識については一致した御答弁がいただけたと思います。

そこで、ただ一つだけ、我が国は輸出立国だから、輸出を増やすためには、この関税をゼロにするのがいいのではないかとこの議論が一方に根強くあることは御承知のとおりだと思います。現に、前原外務大臣は、「日本のGDPにおける第一次産業の割合はわずかに1.5%。その1.5%を守るために残りの98.5%が犠牲になってよいのか」と、こういうようなことを言って、農業など一部の人たちが既得権益を守るためにTPPに反対しているかのように言っておられます。

ところで、このTPP参加で、自動車、電機など、一部の輸出大企業が恩恵を受けることは確かでありませけれども、これによって、果たして私たち国民全体が恩恵を受けることができるのでしょうか。輸出増によって得られる実質GDPの増加は、内閣府の試算でも、わずか0.48%から0.65%であります。一部の輸出大企業がもうけを上げて、国



民に恩恵が回らないことは、日本政府自身が認めております。

昨年末に内閣府でまとめた「日本経済2009—2010」、いわゆるミニ経済白書と  
言われているものですが、これではこのように言っております。「戦後最長となった前回  
の景気拡張局面においては、輸出の増加が企業部門の回復をもたらし、それが家計部門に  
も波及するというシナリオが描かれてきた。そのシナリオは、結果的には期待されたほど  
には実現せず、長期にわたる実感なき景気回復で終わっている」と指摘しているとおりで  
あります。

壇上でも述べましたけれども、農業は生産が行われていることによりまして、食料の供  
給だけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝  
承など、まさに多面的な機能を果たしているものであります。この多面的な機能をお金に  
換算すれば幾らになるか。これも試算がありまして、農業の多面的機能は年間8兆2,  
226億円、林業はもっと大きくて、この林業の多面的機能は貨幣換算すれば70兆2,  
638億円、水産業は10兆9,575億円に相当すると、こういう試算もあるところで  
あります。

こういう点から、国民全体の利益を考えた場合に、TPPへの参加は、輸出を増やすた  
めには仕方がないとは決して言えないということが言えるというふうに思います。このこ  
とをあえて強調しておきたいと思えます。

さて、去る11月5日には防府とくち農協が、「TPP交渉参加反対に関する緊急要  
請」を行重議長あてに提出しております。そこでは、「例外を認めないTPPを締結すれ  
ば、本県の農業はもとより、日本農業は壊滅する。我が国の食料安全保障と両立できない  
TPP交渉への参加に反対であり、断じて認めることはできない」として、議会が関係機  
関等に対して働きかけることを要請しておられます。

また、今月7日には防府市農業委員会が同じく議会議長あてに要望書を提出しており  
まして、これには、米、麦中心の本市の農業にとって壊滅的被害を受けるとして、TPPへ  
の参加は絶対に行わないことを政府に強く要請することを求めておられます。このことも  
あります。

以上、本市の基幹産業を支えて頑張っている農林水産業、こういう方々の切実な訴えを  
無にしないためにも、市としても最大限の努力を傾けられるとことを重ねて要望しておき  
まして、この項の質問は終わりたいと思えます。

では次に、国保の問題を再質問いたします。

実は、先ほど壇上で読み上げた原稿をつくった後に、昨日、新聞報道によりますと、政  
府の後期高齢者医療制度のことを検討しております医療制度改革会議が最終案を発表いた

しました。その中身は先ほど私が壇上で述べたものとほぼ同じでありまして、ただ、まずは2013年までに、だから3年後までに、現在の後期高齢者医療制度を国保に入れて、しかし、それは一般の国保、75歳未満の人と区別して、それだけは県単位で運営すると。今は県単位の広域連合がやっておりますけれども、それを県でやれというふうに発表しております。

それと、あと2018年には75歳未満の我々一般の——我々といっても75歳の方はおられません、一般の国保加入者も広域化して、政府のいう案では、都道府県がこれを運営するように、第2段階でそれをやっていくというのが昨日発表された最終案であります。

一番の問題は、これまで大変評判の悪かった後期高齢者医療制度が新しい制度になるという名目のもとで、ほとんどその骨組みは変わらずに温存されているということなんです。保険の主体も、今の広域連合から県になるか、今は各都道府県の県知事が大変反対しているようでありますので、どこに落ちつくかはまだわかりませんが、いずれにしろそういうふうに広域化して、そのまんまと。そういう点では、一向にこの後期高齢者医療制度の廃止にはなっていない、実質的に、ここが最大の問題だと思います。

ちなみに、今の菅首相は野党のときにこのように言っておられました。「長生きされて75歳になった方に、社会のお荷物というようなレッテルを張る制度である」——後期高齢者医療制度がですね。「そして、負担の問題だけでなく、75歳で差別するような制度は断固として廃止させなければならない」、こう2008年、2年前には言っておられたんですね。ところが、政権に入られて首相になられた途端に、この後期高齢者は実質そのまま残すと、こういうことになっているところが最大の問題だと思います。

この点について御感想があれば述べていただきたいんですが。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） レベルがかなり国政レベルになっておるようですので、答えにくいところではありますけれども、現行の後期高齢者医療、いろんな批判がある中で廃止ということもあったわけですが、全国知事会のコメントによりますと、積極的に廃止する必要はないのではないかと、一部修正でいいのではないかとというような案もあるぐらいで、この廃止云々もいろいろ問題を抱えておりますが、今、私どもがかかわっております後期高齢者医療につきましては、かなり安定してきておるという感じも私は持っておりますので、県知事会のおっしゃるのも一理あるのかなと思ったりもしますし、公約上いかなものかと、この辺につきましては、また高度な政治判断もありましょうし、このぐらいの答弁でお許しいただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） それから、もっと大きな問題は、先ほど申しました第2段階で、2018年にはすべての国保を今の市町村運営から都道府県ないしは――政府のほうは都道府県に移すと言っていますね。知事会は反対しています。そうなった場合に、先ほど壇上で言いましたように、今いろいろな市町村が独自の努力で保険料の高騰を何とか抑えようということで一般会計からの繰入その他で努力している、そういうものが一元化されて、市町村の努力ができなくなる。だから、医療費の高騰がそのままダイレクトに保険料の高騰につながると、こういうことになる。これがまず第1の問題です。

第2の問題は、これも先ほど壇上で申しましたが、今だと、市町村ですから、市町村の窓口へ行っているいろいろ自分の状況やなんかも訴えて、今ちょっと生活が苦しいので何とかならないだろうかと、では分割でもいいですから納めてくださいとか、いろいろ相談に乗っておられます。国保の担当部門や収納課の方々の御苦勞は大変だと思うのですが、しかし、そうやって努力を市町村はしています。そういうのがもう一元化されて市町村から県段階に行くと、住民からは大変遠くなるわけですね。何かあっても、窓口は市町村がやるかもしれませんが、単なる窓口でありまして、本当にいろいろなことを相談し、解決しようと思ったら、県に行かなければいけないと。しかも、県では、全県一律にびしっと決まってしまって、そういうきめ細かな対応ができないと、こういうことになるおそれがあるわけですね。

先ほど御答弁にありましたように、まだ制度設計が決まってないので、今からあれこれ言えないということもわかりますけれど、もし仮に、今、国が計画しているような変更があった場合、今、私が言うようなおそれがあると思うんですが、その点についてはどのように考えておられますか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） まだ流動的なことという御認識をいただいておりますが、改めて共通認識していただきたいのは、昨日の会議は第13回会議でございまして、案として最終報告書が厚労省のほうから出されたということで、次回、12月20日が第14回の最終会議でございまして。この会議で決定するというので、中身はまだまだ流動的でございます。

今、運営主体を県にするというお話でございましたが、県知事会では猛烈に反対されておりまして、県がやることに賛同される県は、これはマスコミ報道ですけれども、4県程度といった報道もあります。この中で、麻生全国県知事会長さんと、あと愛知県知事が11月30日に細川厚労大臣に交渉されて、そういった引き受けを拒否された経緯もござ

います。また、民主党の中でもワーキンググループをつくられまして、今月の22日だったと思いますが、報告を出されるということで、まだまだ大変流動的でございます。

そして、今、県が運営主体というふうにおっしゃいましたが、国の考え方の中には、県が広域連合へ入って、市と県が広域連合という形も考えておられるようで、まだまだその辺については、いかんとも判断できないところでございます。

今おっしゃいました繰入というのは、法定外繰入のことだと思います。これにつきましては、県下13市のうち2市がやっております、山口県の場合はですね。これにつきましては、確かに保険料の軽減ということがあるわけでございますが、仮に県が受けるについても、全国3,700億円の基準外繰入を国はどういうふうと考えておるのだということ盛んに要望されておりますので、国としても一定の支援等が示されるのではないかとこのように考えます。確かにこれがそのまま何もされないづくりに県に行けば、議員がおっしゃるようなゆゆしい事態になろうかと思えます。

それと、窓口サービスが低下するのではないかと、市独自の施策が低下するのではないかとこのことでございますが、この改革会議のほうで10月ごろに示された改革のポイントの中にあるのですが、県単位での、事務担当あるいは市の事務担当、事務分担につきましてはいろいろあるのですが、ここで書いてあるのを読みますと、「被保険者の利便性を考えると、窓口サービスや保険料の徴収、健康づくりなどは、住民に身近な市町村が行うことが必要」ということで、きめ細やかなサービスを住民窓口を持つ市町で行うことが望ましいというふうな考え方をしていってらっしゃいます。

懸念されることもありましようが、そういうことがないように新制度をつくれるのが改革会議でのまたお務めであろうかと思えますので、そういう事態になれば、議員がおっしゃることになれば、大変ゆゆしい問題だと思いますが、何らかの形で改善されるものと期待しております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 国民健康保険料は本当に負担が大きくて、ここにおられる議員の方の大部分も国保料に泣かされている人が多いのではないかと思います。本当に高いです。これは我々だけではなくて全市民的に、前回の一般質問でも言いましたけど、収入の1割以上の保険料をどんどん取られるということで、大変な負担になっています。これを何とかしないと。きょうもちょっとここへ来る間に、市役所に、万一のために国保とかなんか、あそこに垂れ幕がありましたね。3号館ですか、垂れ幕がありました。要するに、もしものときには国保に入っておかないと大変ですよと、こういう話でしたが、逆に

国保が払えないために自殺するとかいう人も出てきているわけですね。

だから、そういう意味では、本当にこの国保の問題は、国政、市政の中で大変大きな問題だと思いますので、今の部長のお話もわからないことはないんですけども、このままでいくと、保険料は下がることはまずない、上がることはあっても下がることはないということと言えると思います。それから、市町村も、もし広域化されれば、徴収その他に手足となって追いたてられるというんですか、そういう形になる可能性もあるということで、ぜひこの制度が広域化によって悪くならないように当局としても国に働きかけていただきたいということを再度要望して、この項は終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 次に、住宅リフォーム助成制度について、産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 続きまして、住宅リフォーム助成制度についてお答えします。

本年の6月議会で、「住宅リフォーム助成制度につきましては、中小企業の景気対策や雇用の確保の面から波及効果があると認識いたしておりますので、住宅リフォーム制度の創設につきましては、本市の助成制度との兼ね合いも考慮し、平成23年度からの実施を視野に入れ、調査・検討をしてみたいと存じます」と答弁をしているところでございます。

この住宅リフォーム制度につきましては、「中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう」という中小企業憲章の定めに基づき、現在、制度設計を行っているところでございます。

次に、真に市民から喜ばれる制度にするためにはどのような工夫をしているかというお尋ねでございますが、本市の住宅リフォーム助成制度につきましては、先進市や県内の山陽小野田市で実施された助成制度等を参考にいたしまして、助成金は工事金額の10%とし、限度額はその上限を10万円にしたいというふうに考えております。

次に、施工業者につきましては、市内において1年以上継続事業を営んでおられる、本市に本社または本店所在地を有する法人、または本市に住所を有する個人事業者に限定をしたいというふうに考えております。

さらに、市内の建築関連業界の振興のためだけでなく、市民の生活環境の向上に資するとともに、個人消費を促し、市内の経済活性化を図る制度にしていくために、助成金といたしましては、防府商工会議所が発行しておられます市内共通商品券を活用してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 御答弁ありがとうございました。この住宅リフォーム助成制度は、今や全国の自治体の約1割、175自治体に広がっております。今、公共事業の半減や住宅着工の低迷などで業者の皆さんの受注は激減しておりまして、またコストも引き下げられております。そういうことで、建設不況というのはますます深刻になっているところであります。

こうした中で、助成制度を実施した自治体では、どこでも建設産業を再生して地域循環型経済社会への展望を切り開くものとして、業者の皆さんはもちろんのことですが、一般市民からも大きく歓迎されているところでもあります。

制度の中身は自治体によっていろいろ違いますけれども、その地域地域の特性を生かした工夫がされております。本市でも、これからさらに制度設計される場合には、助成の対象や助成額の問題、それから面積等の規制の問題など、いろいろ問題があります。これらも、1人でも多くの市民を救うという立場で、可能な限り柔軟な対応をしていってほしいというふうに思うわけでありまして。一々、あれがどうのこうのとは言いませんが、本当に多くの人たちをこの恩恵にあずかるようにしていただきたいということが願いであります。

そこで、市長にお尋ねいたしたいと思いますが、山陽小野田市の例など見ましても、この制度は2年、3年と継続してこそ、その経済的波及効果が大きくなるということにははっきりしているわけでありまして、本市においても短期の施策ではなくて、ぜひ継続的な施策として実施して欲しいと思うわけでありまして、市長のお考えはいかがでございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御存じのとおり、この制度はそもそも経済対策に端を発しているわけでございます。そこら辺のこともよく兼ね合いながら、国との話もしながら考えていかななくてはならないことではないかと、このように思っております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 山陽小野田市その他、全国を見ましても、最初は単年度で終わるつもりだったのが、あまりにも反響が大きくて次々と施策を更新していったという経過がありますので、ぜひともこれも本市においてもそのように長く続ければ、それだけじわじわと大きな効果が広がってくるわけでありまして。地域経済活性化にも大きな役割を果たしますので、ぜひ続けてやってほしいということを要望しておきます。

それから、もう一つの要望は先ほどの御答弁でありましたが、この助成金は市内共通券で支払うということがありましたが、これはもちろんリフォームをする施主の方に助成金が入るわけですね。その点をまず第一に。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） そのとおりでございます。一応申請者の方が施工業者の方に金額をお支払いをして、上限額10万円分を商工会議所の市内共通商品券でもらわれるという仕組みにして、今のところ考えております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 地域経済の振興策としては、市が考えられる共通商品券を使えば商店の方々も潤うという点では確かにその通りなんですけども、リフォームをやる施主の立場からすると、商品券よりは現金のほうがいいというのが、山陽小野田市なんかも現金で支払っているようでありましたが、口座に振り込んでいるようでありましたが、そのように考えるのですけれど、この点について検討の余地はありませんか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

現在のところ、答弁で申し上げましたように市内共通商品券をもって助成をするということにしております。私どもとしましては、建築関連業者さんだけでなく市内の商業者の方にも、十分この住宅リフォーム制度をうまく利用することによって、さまざまな方に恩恵を受けていただきたいという気持ちがございます。

市といたしましては、現在のところ、この市内共通商品券を利用しまして、防府市内の商業の活性化にもぜひ寄与したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 先ほども申しましたけれども、その問題も含めまして、助成額とか助成対象、その他限られた――無制限に予算があるわけではありませんから、限られた予算の中で、じゃあ、どうやったら一番、多くの人たちに恩恵が行きわたるのか、喜んでもらえるのかということは、今後も検討していただいき、いろんな試行錯誤がこれからもあると思いますが、ぜひその際には市民の皆さん、それから業者の皆さんの意見をよく聞いてよりよいものにしていただいくように要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 以上で14番、木村議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は4番、高砂議員。

〔4番 高砂 朋子君 登壇〕

○4番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。通告の順に従いまして質問をいたします。どうかよろしく願いをいたします。

第1項目めでございます。道路安全対策について質問をいたします。

まず、防府市の西の玄関としての働きを担う大道地区の道路について伺います。同地区内の国道2号線、県道山口防府線、宇部防府線は隣接している山口市方面との往来に大変重要な幹線になっております。また西浦、中関方面と大道を結ぶ防府環状線、防府新大橋も架けられ、さらに重要な幹線の通る地区となりました。

県道山口防府線は昨年、今年と国道262号線災害時の迂回路となった折に大変な渋滞となり、他の幹線も一段と交通量が増え危険度も増しました。地区内の方々が利用される生活道路にまで多数の車が入り込み、混乱もあったわけでございます。

また文教のまち、大道には、地元小・中学校のほか市内外から生徒、学生が通う短期大学、高校は2校、私立中学もございます。地区内外の方の往来が集中する朝の時間帯は地元小・中学校の児童・生徒の登校に加え、高校においては自転車通学の生徒や保護者の車の往来も多く、歩行者・運転手ともにさまざまな危険な状況が生まれやすくなっております。また長年、国に対して要望がされております2号線の未整備区間の拡幅工事ははっきりしためどが立っておらず、慢性化した朝の大渋滞の解消や未整備区間での事故撲滅が待ち望まれるところでございます。

このような背景から大道地区内の各主要道路の安全対策は、大道地区のみならず防府市、近隣地域への広がりを持つ重要施策と考えます。県、国に対して、市としてどのようなスタンスを持ち、安全対策をどのように要望していくか大変重要になってくると思いますが、いかがでしょうか。

具体的な要望になりますが、無理な追い越しなどの危険行為を防ぐために、追い越し禁止区域の拡大や中央線にキャッツアイ等の施工等、カーブの多い箇所や横断歩道前には注意喚起と減速効果のあるカラー舗装等が有効ではないかと思っております。また、横断歩道前に「横断歩道あり」と大きく表示することで、付近の事故が減少したとの事例もございます。追突事故の多発箇所には予告信号等も必要ではないかと思いました。ありとあらゆる安全対策を早急に何としても講じていただきたい、要望していただきたいと考えます。市としてのお考えをお聞かせください。

2点目、カーブミラーの破損、不具合箇所の整備要望のための通報先表示シールの張りつけについて伺います。交通安全施設の一つとして大変設置要望の多いカーブミラー、セ



っかく設置されてもさまざまな状況下で破損したり、鏡の角度が変わるなどの不具合により、通行上危険な状況を引き起こしかねません。そのような状況に気づかれた市民の方から情報提供をしていただき、管理者としてすばやく対応するために、カーブミラーの支柱等に市役所担当部署の通報先を表示したシールを張りつけてはとありますが、いかがでしょうか。危険だと気づいても、どこに連絡したらよいかわからないという市民の声をよく耳にいたします。御一考いただければと思います。市のお考えをお聞かせください。

次の項目でございます。新しい教育の実施について質問をいたします。新学習指導要領は学校、家庭、地域が力を合わせ、社会全体で子どもたちの生きる力を育むことを根幹にし、小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から全面実施されます。それに先がけて、保護者向けに趣旨や内容を理解していただくためのパンフレットが本年、作成されました。生きる力とは知・徳・体のバランスのとれた力のことであり、複雑で変化の激しい現代社会の中で、子どもたちが柔軟に、積極的に、また心豊かにたくましく育っていけるよう、方途が示されております。

今回はその中よりまず1点目、小学校において平成23年度より実施の法教育についてお尋ねいたします。

社会科の中で、国民の司法参加を学ぶとし、道徳の中では法や決まりの意義、理解、相手の立場を理解し、支え合う態度、集団における役割と責任を学ぶとされています。社会生活に必要な良識、規範を、次代を担う子どもたちが学校教育を通して身につけていくことは大変重要でございます。家庭は家庭で保護者としての責任のもとで、それらを教えていくことはさらに重要でございますが、昨今、それらが難しくなっている現状もあります。長い歴史の中で確立されてきた大事な法を次世代に伝えていく、とうとい作業が今後の法教育の意義だと言えらると思います。小学校の子どもたちに法教育を行う目的、意義を、教育委員会としてどのようにとらえていらっしゃるか、またスタートに当たってのお取り組みをお聞かせください。

2点目は中学校において、平成24年度から体育の授業に必修化となる武道、ダンスでございますが、その取り組みについてお尋ねいたします。

パンフレットの中には、生涯にわたって運動に親しみ、健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現できるように、一人ひとりに応じた体力の向上を目指すとされています。文部科学省は昨年12月に全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をまとめ、公表いたしました。小学校では運動をほとんどしない児童が多く、中学校になると運動する子どもとそうでない子どもの明確な二極化が見られ、体力の低下傾向は深刻な問題であることが明らかになりました。子どもたちの体力向上を目指す取り組みについては、また改

めての機会にお伺いいたしますが、今回はそのような背景の中で必修化となる武道、ダンス科目の目的、意義も含めて指導される教職員の対応、そして武道場等、その他の施設・用具の整備について、スタートに当たりどのように準備されているかお聞かせください。

最後の項目でございます。健康支援についてお伺いいたします。

日本における予防接種制度は先進国・中進国においては最低レベルと評価され、ワクチン後進国と言われております。予防接種の必要性和安全性が国民に正しく伝えられていないことや、無料化にしているワクチンが少ないことで、接種率が諸外国に比べて極端に低い状況にあります。ワクチンで防げる病気にかかり、それが原因で重い後遺症に苦しんだり、命を奪われたりする状況が後を絶たないのが現状でございます。

諸外国において無料で接種できて、日本ではできないワクチンが多くあります。中でも乳幼児の重い病気である細菌性髄膜炎の感染予防に有効なヒブと小児用肺炎球菌のワクチンは、WHOより子どもの健康と命を守るために、どんなに貧困な状況の続く国においても、無料による定期接種化をと指示されているにもかかわらず、我が国においてはヒブワクチンは平成20年12月に、小児用肺炎球菌ワクチンは今年2月にやっと承認され、全額自己負担による任意接種が始まっているところでございます。

とはいえ両方で1回約1万5千円から2万円、接種開始年齢により最大4回接種した場合、6万円から8万円、兄弟分ともなればさらに多額の出費になり、子育て世代にとっては接種したくてもできないという厳しい現状があります。家計の理由で接種できない状況が現実にあることは非常に問題であると言われております。

子宮頸がんの予防ワクチンの重要性は、本年3月議会において紹介をさせていただきましたので今回は省略いたしますが、同ワクチンは昨年10月にやっと承認され、全額自己負担による接種が始まっております。この接種も4万円から5万円かかります。唯一予防できるがんに対してワクチンの承認という第一歩がしるされたことには大変大きな意義があると思っております。

こういった状況下、私ども公明党は守れるはずの命を守っていききたい、この強い信念のもとに子宮頸がんや細菌性髄膜炎を予防するワクチン接種へ公費助成をと、粘り強く政府に訴え、全国の各自治体においても実施に向けて取り組んでまいりました。今後の対策として予防法の制定、定期接種化を訴えているところでございます。

このたび、国の平成22年度補正予算に、公明党が主張してきました子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するための交付金が盛り込まれました。ただし今回は今年度、来年度の特例措置となっております。

そこで、お尋ねをいたします。本市として今年度、来年度の3ワクチン接種実施に向け

での取り組み状況をお聞かせください。

次に、インフルエンザ対策についてお尋ねをいたします。昨年の今頃は新型インフルエンザの流行が懸念され、国の予防接種の方針に沿って懸命な対策がとられておりました。今年の予防接種は季節性、新型、合わせたワクチン接種となっております。インフルエンザに一番有効な対策は何と言っても予防接種だと考えます。感染防止に大変効果があるわけですので、多くの方が接種をされることで多くの方の健康につながり、結果的には市民の皆様から納められた保険料を有効に使い、医療費増大の抑制につながると考えます。加速する高齢化医療の高度化等により医療費は増加の一途でございますが、いかなる病気に対しても粘り強く予防重視の対策を打っていくことは、時間はかかっても重要と考えます。

市の調査によりますと、昨年9月から2月までの半年間で新型インフルエンザに罹患した国保の被保険者は1,662名、給付額としては概算1,700万円余りということでした。季節性を含めばさらに多くの人数になり、給付額も増えます。インフルエンザの症状だけでなく、肺炎、気管支炎、髄膜炎、けいれん、中耳炎、脱水症状など、合併症状の出る方が増えているとのことでございます。診察、治療に加え、それに伴う薬剤投与もあるわけですので、結果、大幅に給付額は増大するわけです。罹患され、つらい思いをされた御本人の物心両面にわたる大きな御負担があることは言うまでもありません。

このような実態から考えてみても、市民の皆様になめていただいた大切なお金を予防に使うか、医療費に使うか、どちらが喜んでいただけるかははっきりしていると思います。

そこで、お尋ねをいたします。今後、予防接種の接種率向上のために、さらなる啓発が重要であり、公費助成の充実が必要と考えます。

今年度の公費助成の状況と、また、子育て世代にとっては、この予防接種の費用も家族分ともなれば大きな負担になりますことから、子どもたちへの公費助成がわずかでもできないかという点をお聞かせください。

啓発についての今後の取り組みも、あわせてお願いをいたします。

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは健康支援についての御質問にお答えいたします。

最初に、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種の実施についてでございますが、子宮頸がん予防ワクチン及びヒブワクチンの接種につきまして

は、さきの選挙において私はお約束をいたしたことでございまして、平成23年度からの本市単独での半額公費助成開始に向け、準備を進めていたところでございます。

さらに、国に対しましても早期に定期接種に位置づけられ、財政措置を講じられるよう市長会などを通じ要望しておりましたところ、このたび、国の平成22年度補正予算において小児用肺炎球菌ワクチンも含めた3ワクチン接種への公費助成が決定されたところであり、私といたしましても極めて喜ばしいことと存じております。

本市といたしましては、3ワクチンとも市民の健康と命を守るために必要であると判断いたしましたので、今年度より全額公費助成によるワクチン接種を実施するため、本12月議会の最終日に3ワクチン接種事業に関する補正予算を上程することといたしております。

今後の予定でございますが、県が12月中旬以降に説明会を開催されますので、接種対象者や実施医療機関などについて具体的な情報を得た後、速やかに調整を進め、早期に実施する所存でございます。

また、平成23年度におきましても、今年度と同様に実施できますよう必要な経費を当初予算案に計上いたしたいと存じます。

続きまして、インフルエンザ対策についての御質問にお答えいたします。

最初に、今年度のインフルエンザ予防接種の状況についてでございますが、今年度のワクチンは、昨年大流行しました新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの混合ワクチンとなっております。既に10月1日からこのワクチンによる予防接種を開始しているところでございます。

御質問の予防接種への公費助成についてでございますが、今年度は市民税非課税世帯の方及び生活保護世帯の方につきましては、年齢にかかわらず接種費用を全額助成しております。一方、課税世帯の方につきましては、65歳未満の方には助成を行っておりませんので、個人負担でお受けいただいているところでございますが、65歳以上の方には、接種費用3,600円のうち2,520円の助成を行っておりまして、個人負担は1,080円となっております。

次に、子どもたちのインフルエンザ予防接種への公費助成についての御提案でございましたが、子どもたちへの予防接種につきましては、予防接種法に定められた各種の定期接種のほか、先ほど御説明いたしました子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについても助成対象とする予定でございます。

したがって、予防接種全体との関連で考えますと、現時点では困難な状況でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、インフルエンザ予防接種についての啓発でございますが、これまでも市広報や市ホームページなどを利用いたしまして、随時必要な情報をお知らせしておりますが、議員御指摘のとおり、予防接種は感染防止に大きな効果がありますことを改めて学校、保育所、医療機関など、関係機関と連携を図りながら、よりわかりやすい方法で、さらにきめ細かく啓発してまいります。

残余の御質問につきましては、教育長、土木都市建設部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 3ワクチンの重要性については、市当局におかれましても十分認識をしてくださっていることに感謝を申し上げます。

そこで、再質問をさせていただきますが、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、それぞれの予防接種の対象者は今後というお話もありましたけれども、どのように一応考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

今時点では、子宮頸がん予防ワクチンは中学1年生相当から高校1年生相当までの女子、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、ゼロ歳から4歳までの乳幼児を考えておりますけれども、最終的には、後日提示されます国の要綱を考慮の上、決定する予定でございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） わかりました。

次でございますが、今後、市民の皆様への啓発方法が大変重要になってくると思います。その点に関して、どのように実施される予定でしょうか。また、特に子宮頸がん予防ワクチンは中・高生が対象ということになります。本人や保護者向けの丁寧な説明をするためにも、チラシ等の配布も必要かと思っておりますが、この点について、お考えをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 啓発方法でございますけれども、実施時期や医療機関などが決定次第、市の広報や市のホームページに掲載をいたします。おっしゃいますように、子宮頸がん予防ワクチン対象者は学校の生徒がほとんどでございますので、この接種につきましては、各学校に啓発のためのチラシを配布する予定でございます。

また、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、乳幼児相談、1歳6カ月健診や3歳児健診などの場を活用しまして、啓発してまいります。

また、医療機関や公民館などの公共機関にも啓発用ポスターを掲示するつもりであります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 壇上でも申し上げましたように、守れる命を守っていこう、また、救えるはずの命を守っていこうという思いからの政策でございます。どうか、きめ細やかな取り組みをよろしく願いをいたします。

次に、インフルエンザ対策でございますが、子どもたちへのインフルエンザ接種に助成をしている市がありますので、御紹介をいたします。大体インフルエンザの接種費用というのは、どこもそうだと思うんですけども、大体3,500円から4,000円が平均だと思いますが、佐賀県嬉野市は昨年3月から1,000円の助成を始めておられます。また、大阪府寝屋川市においては今年度から1,500円の助成を始めていらっしゃいます。いずれの市もゼロ歳から中3までということでした。

この予防接種への公費助成は、先ほど御紹介をいたしましたように、子育て世代の負担を考えると、どうにかならないものかなと思っております。全く検討の余地がないものかどうか、もう一回御答弁願えますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほど、市長申しましたように、子どもさんに対するワクチンというのはたくさんございまして、それが定期接種等々になってございまして、相当の財政負担もございまして、したがって、答弁申し上げましたように、現状では、ちょっと今のところは考えられないというのが答えになります。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 大変子どもさんたちを持たれるお母さんからの要望の多い接種でもございますので、今後、ぜひともお願いしたいことを要望しておきます。

次でございますが、今年度のインフルエンザの患者の発生状況というのは、つかんでいらっしゃるでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） インフルエンザの患者数というのは、全数把握が行われておりませんので、正確に何人というのはわかりませんが、県では71の定点医療機関で観測、また、防府ではそのうちの6つがございまして、こういった定点で観測しております。10月の22日から11月の22日までの感染の発生週報によりますと、山口県全域で、定点医療機関の患者数は3人となっております。現時点では流行してはおりま

せん。また、防府市では発生はございません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 今、御紹介をいただきましたように、少しことは遅いようでございますけれども、今後、インフルエンザが蔓延するおそれがあるということは聞いております。ことし流行すると言われておりますA香港型は、ここ数年流行が少なかったために、免疫を持つ人が大変少ないと言われていたようでございます。壇上で申し上げましたように、感染予防が肝心です。特に、高齢者の方や病弱の方、乳幼児にとっては命にかかわる感染症でございます。感染して重症化したり、また、つらい思いをされないためにも、予防接種の啓発にしっかり努めていただきたいと思います。

平成22年3月の補正予算に療養給付費の増額が2億2,000万円ぐらいだったでしょうか、計上されました。毎年、膨らむ一方の医療費でございます。仕方ないと言ってしまうまでもございますが、その数字の裏には大変つらい思いをしていらっしゃる市民の皆様がいらっしゃるということでございます。早目の対処で、重症化しないためにも、しっかりと今後、予防が肝心、また早期発見、早期治療で、健康な暮らしをという意識の定着のために、これはどの病気に対してもそうだと思うんですけれども、そういった粘り強いお取り組みをどうかよろしく願いをいたします。この項は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、新しい教育の実施について、教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 新しい教育についての御質問、まず最初に、平成23年度より実施の法教育についてお答えいたします。

議員御指摘の法教育とは、法務省によれば、「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、また、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育である」と定義されており、現在の学校教育においては、社会科で法の意義や決まりを守る大切さを学んだり、道徳、特別活動で、社会生活に必要な規範意識を身につけたりすることが法教育に当たると考えております。

法や決まりを守る規範意識の醸成は、教育を行う上でこれからも大変重要であるということで、来年度から小学校で全面実施となる新学習指導要領の社会科の学習内容に、第3学年及び第4学年で「社会生活を営む上で大切な法やきまり」と、第6学年で「国民の司法参加」という項目が新たに盛り込まれました。

さらに、平成24年度から全面実施となります中学校社会科の公民の分野では、昨年度から導入されました裁判員制度について、第3学年で学習することになっております。

各学校においては、今後とも引き続き規範意識の醸成を図っていくとともに、新学習指導要領に対応した指導計画の作成に取りかかっております。

防府市教育委員会といたしましては、各学校が法や決まりに関する教育を効果的に進められるように、必要に応じて法務局や裁判所等と連携できるように支援し、子どもたちが法やルール、裁判所の仕組みや裁判官の仕事、裁判員制度についての理解を深めていけるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、武道、ダンスの必修化に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

現在、中学校では、我が国固有の伝統と文化に触れることができる武道と、心と体を開放し、自分の思いを身体表現できるダンスについて、どちらかを選んで学習しておりますが、平成24年度から全面実施となります新学習指導要領により、武道、ダンスが、器械運動や陸上競技等と同じように必修化されます。必修化されることにより、全員の生徒が中学校2年生までに、新学習指導要領に定めているすべての運動領域を学習し、第3学年では、それまでの学習体験をもとに、さらに取り組みたい運動を選択して学習するというスタイルに変わってまいります。

これら武道、ダンスの指導については、これまでも保健体育科の教員が指導してきており、防府市教育委員会では、教員のさらなる指導力向上を図るために、県教育委員会主催の武道指導者研修会へ保健体育科の教員を派遣するとともに、防府市中学校教育研究会におきまして、武道、ダンスの指導法や安全管理につきまして研修を行っており、武道、ダンス必修化の円滑な実施に向けて、計画的に準備を進めているところでございます。

また、各学校におきましても、新学習指導要領全面実施に向け、効果的、段階的な学習ができるよう指導計画の見直しに着手しているところでございます。

次に、武道場等の施設・用具の整備についてでございますが、現在、防府市の各学校では武道の授業として、野島中学校が剣道を、他の中学校は柔道を必修化し、桑山中学校と佐波中学校は武道場を、他の中学校はそれぞれの体育館を利用して実施することとしております。

これに伴う用具等の整備については、平成22年度予算において進めており、柔道では柔道畳及び滑りどめ、剣道では剣道防具及び竹刀、また、ダンスではダンスで使う輪、ダンス棒、ダンス太鼓の整備が今年度中に完了いたします。

防府市教育委員会では、武道、ダンスの必修化により、子どもたちがそれらのよさに触れ、生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現することができると考えておりまして、新学習指導要領の全面実施による保健体育の授業が円滑に実施できるよう、今後も用具等の



準備にあわせ、教員の指導力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 丁寧な御説明ありがとうございました。法教育についてでございますが、具体的に私もイメージがわからないわけなんですけれども、教材をどのようにされるのかということと、あわせて、どのように具体的に子どもたちに教えていくのかということをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 教材と、いわゆる授業内容の御質問と思います。

教材につきましては、やはり子どもたちは教科書が中心でございますが、教科書副読本を使って法や決まり、さらには、それに関する新聞記事や映像等、そうしたものを使って、子どもたちが意欲的に取り組めるようにしていきたいと考えております。

内容ですが、先ほどもちょっと項目を申しましたが、小学校3、4年の社会科で、社会生活を営む上で大切な法や決まり、これを学習します。具体的には、児童の生活に身近な、例えば自転車のとめ方のマナー、さらには、ごみ出しの決まり、そうしたことを調べたりして、マナーや決まりが必要である理由を考えたりします。

また、6年生の社会科で国民の司法参加、この学習では、法律に基づいて行われます裁判と国民とのかかわりについての関心を持たせる、そうした授業になるかと思えます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） そういった法教育の中で規範意識を育てていくということが大変重要だということがよくわかりました。何分新しい教育への挑戦ということでございますので、子どもたちにとって有効なものになりますよう、また、円滑に進められますよう、よろしく願いをいたします。社会を支えていくルールとか、また、お互いが支え合っていくことが大事であるとか、そういったことが、この法教育を通して、子どもたちにとって有効なものになりますよう、願っております。

また、柔道、ダンス必修化でございますが、私は運動が大変苦手なので、私が今、中学校の生徒であったら、恐らく逃げ出していたんではないかと思えますけれども、どんな子に対しても、また、どんな子も楽しくできるような御配慮がいただければと思います。柔道、ダンスの必修化ということで、男子生徒も、女子生徒もだということだと思いますけれども、この柔道、ダンスの必修化についても、子どもたちにとって希望となるように、また、円滑に進められるように願っております。

以上でこの項は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、道路安全対策について、土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、道路安全対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の大道地区内主要道路の安全対策についてでございますが、大道地区内には国道2号、県道山口防府線など、重要な幹線道路がございます。現在、国道262号の通行規制は1時間当たりの降雨量が30ミリを超えるか、あるいは、降り始めからの降雨量が100ミリを超えると通行どめとなり、その際、山口方面への迂回路として、主に国道2号及び県道山口防府線が利用されております。

しかしながら、幹線道路を通らずに市道を迂回路として利用される方も少なからずいらっしゃることは、地元の方からお聞きしております。議員御質問のうち、国道2号の安全対策につきましては、現況2車線区間の4車線化が最大の安全対策と考えておりますので、引き続き、国、県に要望を行ってまいります。

次に、具体的な安全対策につきましては、公安委員会等関係機関と協議を進め、各道路管理者に対して要望してまいります。

市道を迂回路として利用される折の安全対策といたしましては、通過車両の速度を少しでも落とすことが求められるため、災害時には、「この先通行注意」や「路肩注意」等の注意看板等を各所に設置してまいりましたが、今後もこのような看板を必要に応じて設置してまいります。

なお、現在の降雨量による国道262号の通行規制は、勝坂周辺の堰堤工事が完了するまでと聞いておりますが、工事完了後の規制の見直し等がございましたら、市民の皆様にお知らせいたします。

次に、2点目のカーブミラーの破損・不具合箇所の整備要望のための通報先表示シールの張りつけについてに対してお答えいたします。

現在、カーブミラーは約2,000カ所に設置しており、台帳を作成して管理しておりますが、これまで連絡先の表示はいたしておりません。破損や不具合のあるカーブミラーにつきまして、市民の方から御連絡が多数ございます。議員御提案の連絡先表示シールの張りつけにつきましては、貴重な御提案をいただいたと受けとめております。今後、連絡先だけでなく、管理番号も表示して、場所を特定しやすくする等、これからの検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。長年大道地区国道2号線未整備区間の拡幅事業については予算要望をさせていただいておりますが、この拡幅事業、本当にめどがあるのか、ないのか、どのような御返事をいただかれているのか、このことに関してお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 国道2号の要望につきましては、長年、富海区间、大道区间、また、その途中の4車線化、各交差点の立体化を含めて、長年要望を重ねております。

現在、富海の東側にあります周南市の戸田地区が、平成23年度にほぼ供用開始できる見通しとなっております。この関係で、引き続き防府市への拡幅をお願いしていくということで、今、要望をしておるわけでございます。富海地区につきましては、その周南の拡幅が済めば、そちらのほうにという要望は防府市のほうがしておるわけですが、その後につきましても引き続き大道地区へということの要望は重ねて行っておるという現状でございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 今の御答弁の中には、めどがあるのか、ないのかということは御返事いただけなかったと思います。確かに富海の方面も東の玄関として重要なところだとは思いますが、先ほど壇上で申し上げましたように、議長も大道に住んでいらっしゃるわけですので、よく御存じなわけですが、本当に山口市、北のほうは小鱈方面ですね。で、西のほうは鑄銭司、また、小郡方面、また、南のほうは大海、秋穂、そして阿知須のほうにもつながる道、こういった観点から申し上げますと、西の玄関口としては本当に重要な地域ではないか。そこを通る国道2号線、また、県道は本当に重要な幹線になるのではないかと、そういうふうに思っているわけでございます。ぜひとも、要望しているということではございますけれども、早期に着工していただけるように、強く強く要望していただきたいことをお願いいたします。

国道2号線で4車線から2車線にと狭くなる小俣交差点というのがございます。大変死亡事故が何例も出ている大変危険な交差点でございます。特に、出勤ラッシュ時には国道2号線だけでなく、県道の山口防府線、宇部防府線の南北の線も大変な交通量で、渋滞から逃れるために周辺の市道にまで往来が多くなっている現状でございます。

また、鑄銭司方面から長沢に入り、小俣交差点までの箇所も、狭い上に大変急カーブが多く、事故が多い危険箇所になっております。先月も手押し信号がある横断歩道で、3台のトラックによる玉突き事故があったようでございます。近辺には、障害者がたくさん働

いておられる施設があり、そこにあるバス停を利用される方も多いんですけれども、青で渡ることにも危険を感じる、こういった声を聞かせていただきました。細かい御紹介で大変申しわけないんですけれども、これが日常の様子でございます。この状況に加えて、昨年、またことしと、災害のときには迂回されてきた多数の車で大変危険な道路環境になっている、こういったことを御紹介したかったわけでございます。

こういった状況なわけですから、国道2号線の未整備区間の工事がまだまだ遠い先、また、本当に工事していただけるんだらうかという不安も大きいわけでございますけれども、こういった状況の中で、せめて手厚い安全対策を、工事ができるまでしていただくことが必要なのではないか、このように思っているわけでございます。せめて手厚い安全対策を願うところでございますけれども、これに関して、お考えを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 国道2号の安全対策ということでございます。先ほど、議員の御質問の中にもありましたように、その場所場所によって必要な施設等がそれぞれ考えていかれるというように考えております。当然、その施設の管理者であります公安委員会なり、また国道ならば国交省なりには、その個別個別の箇所の対策について、地元の方と相談しながら要望してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） ぜひとも具体的な要望をお願いしたいと思います。

深夜、何度か大型トラックが突っ込んできたという国道沿いにあるお宅の高齢者御夫妻が言っていらっしゃいました。「私たちが生きている間に安心して眠られるように改善してほしいものだ」、そういうふうにおっしゃったわけでございます。

また、県道山口防府線沿いに住んでいらっしゃる方が言っておられたのでございますけれども、小鯖方面に抜ける道は直線のすばらしい道になったわけだけでも、スピードをどの車も出し過ぎてしまって、大変危ないと。いつも警察が「その車、とまりなさい」としょっちゅう叫んでいると、そういうふうにおっしゃってございました。この道路においても、横断中の歩行者がひやっとされることが大変多くて、実際にこれまでも死亡事故が何例も起きております。

ぜひとも、こういった御紹介をさせていただくまでもありませんけれども、危険性をしっかりと認識をしていただいて、先ほど部長にも御答弁いただきましたけれども、具体的にこの箇所はこうしてほしい、この箇所はこういった施策が大事だ、こういったふうに具

体的に県国に安全対策を要望していただきたいことをお願いをいたします。

それから、次にカーブミラーの件でございますけれども、この1カ月の間に続けて私どものところに3件、改善をしてほしいけれども、一体、どこに連絡したらいいのかわからない、こういった御相談を受けたわけでございます。御紹介がありましたように、連絡先が明確になっておれば早急に対応できる方法は何かないものか、そういったふうに考えたわけでございます。2,000カ所ある市内のカーブミラーということでございましたけれども、しっかりと台帳を把握されて、管理番号もつけてという御答弁もありましたので、ぜひともお願いをいたしたいと思えます。

そこでお聞きするんですけれども、現状としては修理や角度の改善はどのように把握されて対応してこられたんでしょうか。市民からの通報だけだったんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） カーブミラーのふぐあい等の、その調整や取り替えということにつきましては、年間で約100カ所程度の調整なり修正をやっております。そのうち、はっきりした数といいますのは把握してないんですけど、その3分の2程度は地元の方からの御連絡をいただいた件であります。あとは、市のパトロールなりで発見し、調整したということでございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 市内外の方のたくさん通られる道路でございます。地元の方からの通報がほとんどのように、今、御答弁いただきましたけれども、どの方が通られても、ああ、このカーブミラー危険だなというふうに思われた場合は、管理番号があれば通報しやすいかな、そういうふうに思いました。この準備に当たっては、把握されること、また、シールをどのように張っていくか、また、管理台帳をどういうふうにしていくか、いろいろなさまざまな問題等もありますでしょうけれども、しっかりと準備をしていただいて、早いうちにこの取り組みをしていただければと思います。どうかよろしくお願ひいたします。安全確保のためのカーブミラーでございますので、前向きなお取り組み、よろしくお願ひをいたします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、4番、高砂議員の質問を終わります。

お昼にちょっと早うございますが、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時43分 休憩

---

午後 1時 1分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問でございます。17番、山根議員。

〔17番 山根 祐二君 登壇〕

○17番（山根 祐二君） 公明党の山根でございます。通告に従って質問をさせていただきます。

文字・活字文化振興法の制定施行5周年に当たる2010年は、国民読書年です。読書に対する国民意識を高めるため、政官民一体となって、図書館をはじめさまざまな場所での取り組みが推進されています。公明党は、これまで、子どもの読書活動の推進に関する法律の制定を足がかりに、学校での朝の10分読書運動、読み聞かせ運動やブックスタート事業など、国民の活字離れ対策として一貫して読書活動の推進を訴えてまいりました。その一環として、公立図書館の利用、改善、推進を図る観点から、質問をいたします。

防府市では、平成18年11月に図書館がルルサス防府へと移転をし、4年が経過いたしました。教育委員会の資料、22年度教育概要を拝見いたしますと、入館者数は30万4,510人、1日平均1,043人とあり、多くの方が利用されております。利用者数や貸出冊数も前年より増えているようであり、明るく、きれいな図書館は市民の皆様にご喜ばれ、利用されているところであります。これも関係者の皆様方の御努力による結果だと感じております。

さて、市民から要望もあり、これまで多くの議員が一般質問等で取り上げてきたものの中に、移動図書館、ブックモビルの導入があります。21年度教育概要では、移動図書館運行に向けて、費用対効果、他市の運営状況の調査研究を行うと表記されておりました。22年度教育概要では、ブックモビルの導入に向けた具体的な計画を策定する。現在実施している地域文庫、貸出文庫の配本方法の見直しを含め、図書館全域サービスの効率的な運用のあり方について検討すると、表記がさらに踏み込んだものとなっております。

市長は、選挙のマニフェストにもこの点を掲げられております。また、本年、6月議会で、藤本議員の質問に、市長は、「この『まちなか図書館』から遠い地域にお住まいになり、交通手段を持っていらっしゃる方へのサービスを充実させていく必要があると考えまして、そのためには地域の隅々まで出向いて、直接サービスを展開する移動図書館、ブックモビルが非常に有効であると考えておりますので、現在、早期運行に向けて、具体的な計画の策定を指示してございまして、担当においては準備に入っているところでございます」と答弁されております。

そこでお尋ねいたします。本市のブックモビル導入の具体的進捗状況とその内容についてお聞かせください。

次に、防府市が重点目標とする事業として、市立図書館と小・中学校図書館とのネットワーク化の実現に向けてのデータ入力があります。このネットワークシステムの構築についてのお考えをお尋ねいたします。将来的にはどのような利用方法を考えているのか、お答えください。

インターネットの急速な普及により、本年、まさに今、出版文化に革命が起こるのではないかとされています。それは、紙に印字するという従来の本の形から、デジタル化された電子書籍なるものが大きく増えてきているのです。電子書籍を読むにはパソコンや専用端末が必要になります。日本で注目されているのは、iPhoneとiPadがありますが、そのほかにも各社が専用端末導入を発表をしています。

この動きは決して民間だけではなく、国立国会図書館は電子書籍を収集する制度をつくるために、業界団体からヒアリングを始めました。学識経験者や出版業界関係者らで構成する官庁の諮問機関、納本制度審議会は、6月、電子書籍などの収集に関して答申を出しています。答申は、電子書籍の市場規模が464億円に上るとし、オンライン資料の収集ができないと、法律で定めた文化財の蓄積及びその利用の目的が達せられないおそれがあるとしました。

さて、ネット上では、電子書籍を販売する電子書店なるものがあり、お金を払って読みたい本のデータを自分のパソコンや専用端末に取り込んで、それを読むことができます。11月25日には大日本印刷がハイブリッド型総合書店をネット上に開設をしました。約10万点のコンテンツをそろえているというものです。

一方、公立図書館は、本を売るのではなく、無償で貸し出すことがその役割であります。実際に電子書籍を区民に貸し出している例があります。東京都千代田区の区立図書館は、いち早く電子書籍の存在に着目し、平成19年11月、インターネットを使って電子図書を貸し出すWeb図書館をスタートさせました。国内の公共図書館としては初の試みで、開始以来、広く注目を集めています。

同Web図書館では、政治経済、文学、語学など、さまざまなジャンルの電子図書を提供しており、その数は4,745タイトルに及びます。利用者は、インターネットを介して、24時間、365日、いつでも貸出、返却ができるため、わざわざ図書館に出向く必要がありません。千代田区立図書館の利用登録と利用者ログインのパスワード設定さえ行えば、千代田区の在住者、在勤者、在学者ならだれでも利用可能です。

電子図書は、文字拡大、縮小機能や自動読み上げ機能、自動めくり機能、音声、動画再生機能を搭載しているため、視覚障害をお持ちの方でも読書を楽しめます。図書館側も図書の収納が不要なので書棚スペースを節約でき、図書の貸し出し、返却、催促に人手が要

りません。凶書の盗難、破損、未返却等の損害額をゼロに抑えられる面もあります。

そこで、このウェブ図書館について、御所見をお伺いいたします。

次に、クリーンセンター受付について質問をいたします。

防府市では、市民サービスの一環として、木曜日の午後5時から7時まで、時間延長して、市民課、保険年金課、収納課で窓口業務を行っています。これは仕事が終わってから市役所に来て、必要な証明書などの交付を受けることができるわけで、市民にとっては大変ありがたいサービスではないかと思えます。当然、昼休み時間も職員が各課で対応しています。

防府市クリーンセンターでは、現在の焼却施設の老朽化により、平成26年4月よりPFI方式による新施設供用開始を予定しています。民間委託事業となりますが、直営に劣らぬ市民サービスを期待したいところです。現有の施設も、いましばらく運用していかなければなりません。その中で、市民サービスが低下することのないよう執行部にはお願いをいたします。

さて、御存じのとおり、防府市クリーンセンターには、可燃物、不燃物、資源物などを自主搬入される市民が多数いらっしゃいます。事業所から出るごみについては登録を受けた業者が有料にてみずから持ち込んでおります。家庭ごみに関しましては、無料で、本人または家族が自己所有の車両にて持ち込み、事務所で廃棄物搬入許可申請書に必要事項を記入し、職員さんから指示を受け、該当の場所に置きます。

考えてみますと、市民がみずからごみを搬入していただくということは、行政がすべきことがそれだけ少なくなることなので、大変ありがたいことではないかと思うのであります。事業者も経済活動のためにはごみが出ることはやむを得ず、処理費用は有料ですので、やはり利便性は図ってあげるべきと思えます。

これらの個人あるいは事業者の方から時々相談を受けるのですが、自主搬入の時間がたまたま昼休み時間にかかってしまったとき、受け付けてもらえないのは大変困る。何とかならないだろうかということでもあります。

そこでお尋ねいたします。クリーンセンターの窓口業務で、昼休み時間中であっても受け付けをしていただけないでしょうか、お答えを願います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、クリーンセンター受付についての御質問にお答えをいたします。



クリーンセンターにおけるごみの自主搬入について、昼休み時間中にも受け付けをしてはどうかとの御意見、御質問でございましたが、現在、クリーンセンターへのごみの自主搬入につきましては、一度に多量のごみや、有料である事業系のごみを搬入される場合につきましては、重量確認や手数料徴収等のため、計量所での計量が必要となりますが、計量所での搬入受付業務を委託しております防府市公営施設管理公社では、交代要員の確保が難しい等の理由から、12時から13時までの間は昼休みとして、受け付けをいたしておりません。

しかし、この昼休みの時間帯に手数料徴収の必要ない一般家庭の方がごみを持ち込まれた場合には、職員が事務所で受け付けを行った後、持ってこられたごみを引き取り、まとめてピットへ投入するという方法をとっておりますので、昼休みの時間帯の受け入れを全く行っていないというわけではございません。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、市民や事業者からの要望が強くあることもよく承知しておりますので、市民サービスのさらなる向上という観点から、昼休み時間中でも可燃、不燃すべてのごみの受付業務を実施する方向で取り組みたいと思いますので、何とぞ御理解のほど、お願い申し上げます。

なお、図書館につきましての御質問につきましては、教育部長より答弁いたさせますが、図書活動推進への日ごろのお取り組みに敬意を表します。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 答弁の中で、一般家庭の一般の方が持ってこられた家庭ごみの場合は、受け付けて、まとめてピットへ持ち込むというように言われたと思うんですが、これは家庭ごみを持ち込まれた方がピットに持っていくんでしょうか、それともそれとは違う方式なんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 昼休みに一般家庭の方が持ち込まれた場合には、通常ですと計量所と言いまして、クリーンセンターに入りまして左側に計量所がございます。右側が事務所になっております。昼休みに来られましたら、今、市長、答弁申し上げましたように、計量所はお休みをいただいております。事務所につきましては、一応オープンにしております。そこで許可の手続をしていただきまして、ごみは私どものほうで用意しております軽トラック、軽ダンプになるわけですけども、そこへ入れていただくと。何人かの方が昼休み、来られますから、そこへ可燃、不燃に分けて、まとめて置きます。その後、まとめてピットへ私どものほうで搬入していくと、こういう仕組みにしております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） その場合は計量しないということですか、個人のごみについては。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） ですから、答弁でも申し上げましたように、まとめて計量するという事です。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 壇上でちょっと質問した中で、市民課のことをちょっと御紹介したんですけども、市民課の木曜日の開庁時間延長のときの来庁者数、これはわかりますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 木曜日の延長の際の件数、人数、者数ということでございますが、人間の数を把握するのはちょっと難しいんで、件数ということで、1人の人間が2件やる可能性もありますけども、件数の平均をしますと43.8件というふうになっております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） この43.8件というのが5時から7時までの時間だと認識しておりますが、通常、平日の昼休み時間の、通常、1日当たりでも結構ですけれども、昼休み時間の来庁者というのはわかりますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） これは、統計は休み時間だけをとるとするのは非常に難しゅうございまして、先週、担当に申しまして、数を数えたところでございますが、これも人数というよりも件数で数えたところですが、11月末、30日で42件ございまして、通常、40件から60件というペースだと思われまして。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） その場合、時間外の職員の配置、これはどのように行っているのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 木曜日の2時間につきましては、5人で対応しております。昼休み時間につきましては、職員は10人で対応しております。12時から14時までの間、2分の1ずつで交代しておると、こういうことでございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） この時間外の対応というのは、非常に市民には喜ばれていると、利便性を図っているという、事実でありまして、利用される方も多く、それに対して職員の時間をずらして対応ができているという状況がひとつあるわけでありまして。先ほどの答弁の中では、業者についてはちょっとまだ対応できないというような話で、一般家庭の方においては、そういった形で対応すると。将来的に、今後、対応についても考えていくというような御答弁であったと思いますが、現在、近隣他市の状況、御存じでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 県内13市の状況を調べてみましたら、昼休みに受け入れをしておる市が5市でございます。残りはやっております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） そのやってらっしゃるところの人員配置、職員配置というのはどのようにしてやっておられるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） いろんなケースがあるようでございますが、下関市さんの場合は、嘱託と臨時雇用の職員三、四人で交代で行っておるというふうに聞いております。山口市さんの場合は、嘱託職員が3人で交代でやっておるというところでございます。萩市さんの場合は、職員と臨時職員の2人で交代で受け付けをしておるといったような状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 職員さんであったり、嘱託であったり、あると思うんですけども、そういう、昼休み対応されている市におきましては、家庭の方だけではなく、業者の方も対応しているということだろうと思います。防府市におきましては、個人事業者については、やはり対応ができないというような御答弁でございましたけれども、他市の例を見ますと、そういったところにも対応しているということであれば、やはりそういった対応ができれば、事業者であってもやっぱり市民であるわけでありまして、みずから家庭のごみを引き受ける、事業の中において引き受ける場合もあると思いますけれども、そういった市民のごみを搬入していただくということは、やはり利便性を図ってあげるという必要もあるのではないかと思いますのですが、こういった事業者に対しても門戸を開いて、昼休みであっても対応していただくというふうな策はとれないかと思うのですが、事業者に対しての対応という面ではいかが考えられていますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 壇上で市長、答弁申し上げましたように、可燃、不燃を問わず、すべてのごみについてということは、事業者、個人を問わずという意味でございまして、すべてについて昼休みの受け入れを検討するものでございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 検討していただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

リサイクルごみについてなんですけども、防府市の場合、資源ごみ、資源物について、自主搬入をされた場合に、時間帯、それから場所、曜日の対応はどのようになっていますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 資源ごみ等々について、自主搬入、今、昼休みの時間に限定しましたけども、自主搬入につきましては、日曜日に自治会の自主搬入というものでございます。それ以外につきましては、一応、クリーンセンターの受け入れ時間が8時半から4時半ということになっておりますから、その間で受けるようになります。これは、資源ごみにつきましては、ウイークデーにつきましては、計量所の前にそれを受け入れる入れ物がありますので、それに入れていただくというふうになっております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） その計量所の横に置くということは、同僚議員の質問において改善された点ではなかったかと思うんですけども、それをやっぱり他市では24時間持ち込める状況にしているところがあると。例えば、お隣の山口市を例にとりますと、山口市の周布町、小郡の総合支所、秋穂総合支所、徳地総合支所と、この4カ所につきましては、24時間持ち込み可能という場所を設定しているようでありますけれども、クリーンセンターでそういうことはできないでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 施設の管理上、5時を過ぎましたら、一応、正門を閉めるようにしておりますので、自由には出入りできないようにしております。他市の状況ですが、ちょっと古い話で申しわけないんですが、24時間にすることでかなり乱雑になって、大体、反省しておるといふことも聞いたこともあります。その辺の状況を踏まえながら、なおかつ民間のほうで24時間受け入れということもあるようでございますので、その辺も考慮しながら検討していきたいと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 民間のほうで、今対応しているところがあると言われまして、

本当に市民の方、重宝されているというふうに聞いております。その辺のところも含めまして、検討していただくという御返事でありましたので、やはり行政としてもそういう対応ができれば、市民サービスがさらに広がるのではないかなというふうに考えております。

今のクリーンセンターの構造につきましても、ちょっと工夫していただいて、24時間置けるような体制がとれれば、また検討の中に加えていただきたいなというふうに思います。

先ほど申しましたように、クリーンセンター、新設されるわけですけれども、今度、新設された場合のクリーンセンター、平成26年以降の場合の取り扱いについてはどのようなのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 26年度から新しい施設を供用開始するということになるわけですが、一応、昼休みの時間はやっていただけるという認識をしております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） わかりました。こういった昼休みの対応というのも、聞いてみますと、やっぱり少し時間が過ぎたところで、もう1時間待たないといけない。あるいは一たん帰らないといけないというような御不便をいろいろ聞いておりますので、そういったところの対応、やはり今できることがあれば、本当に親切な対応をしていただければ大変ありがたいなと思います。

今、検討されるということでありましたけれども、26年からなるんだからいいじゃないかというんじゃなくて、23年、24年、25年と、あるわけですから、早急にそういう対応を検討していただいて、昼休みの対応、業者、家庭ごみ問わず対応できるような検討を早急をお願いしたいなと思います。この項については以上です。

○議長（行重 延昭君） 次は、図書館の利用について、教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 図書館の利用についての御質問にお答えいたします。

防府図書館は、平成18年11月にルルサス防府3階へ「まちなか図書館」として移転、開館以来、5年目を迎えましたが、毎年30万人以上、1日平均1,000人以上の入館者があり、また、貸出冊数については年間約66万冊と、移転前と比べ約1.4倍に増加しているなど、読書活動、生涯学習の拠点の一つとして、日々多くの市民の皆様に御利用いただいております。

まず、御質問の移動図書館、ブックモバイルの導入についてでございますが、移動図書館の運行により、図書館から遠い地域にお住まいの方や交通手段をお持ちでない方、また、

障害をお持ちの方などへのサービスの向上が図られることから、市長のマニフェストにも移動図書館の早期導入が掲げられているところでございます。

教育委員会といたしましても、地域に出向き、より多くの市民の皆様と直接触れ合うことのできる移動図書館の運行は、市内全域への図書館サービスの充実につながると考えますので、現在、その導入に向けて準備を進めているところでございます。

現時点における計画といたしましては、移動図書館は4トントラックを改造した車両に約3,500冊の本を積載することとしております。運行ルートは、富海・牟礼方面、小野方面、右田方面、大道方面、華城・西浦方面、向島・中関方面の6コースをそれぞれ2週間に1回巡回し、ステーションは公民館や学校などへ各コースに4カ所程度置き、一つのステーションでの滞在時間は、約1時間を予定しております。

また、移動図書館には本館と同様に、その場で利用者登録や検索、予約、貸出、返却などができるコンピュータを搭載し、よりきめ細やかな読書相談にも対応可能とするなど、地域の皆様の御要望にこたえてまいりたいと考えております。

なお、巡回コースやステーションなどの具体的な設定に当たっては、「防府市子ども読書活動推進連絡協議会」において協議を行うとともに、地区説明会を開催するなど、市民の皆様の御意見を反映する形で決定することにしております。

次に、インターネットを利用した市立図書館と学校図書館とのネットワークシステム構築の構想についてお答えいたします。

市立図書館と学校図書館とのネットワークシステムを構築することにより、ネットワーク内においては各図書館の所蔵するすべての図書について検索、予約、貸出、返却などが可能となり、蔵書の共有化と有効活用が図られます。これにより、子どもたちの調べ学習や読書活動のさらなる活性化が期待されることから、平成21年度に策定いたしました「防府市子ども読書活動推進計画」においても、市立図書館と学校図書館とのネットワークシステムの構築を掲げております。

今後の計画といたしましては、まず、モデル校を選定して、学校図書館管理システムを導入し、それを運用する中で、さまざまな課題を検証しながら、順次、すべての小・中学校に導入していきたいと考えております。その後、ネットワークシステムの構築に取り組む予定でございます。

現在、そのための作業として、平成21年度から3カ年計画で、市内小・中学校図書館の蔵書について、データの入力、バーコードラベルの張りつけなどを、統一仕様で進めているところでございます。

実施に当たっては、小・中学校や学校図書館ボランティアの皆様など、関係者の御意見

を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、W e b 図書館についてお答えいたします。

議員御案内のように、千代田区立図書館には、現在、出版社等の協力を得て、試験的、実験的な取り組みとして千代田W e b 図書館が開設され、図書館界のみならず、各方面からの注目が集まっております。

千代田区立図書館には約4,700タイトル余りの電子書籍が所蔵され、インターネットによりパソコン上で1人5点まで、2週間の館外貸出が行われておりますが、著作権者や出版社への配慮により、貸出期間が過ぎた本は、借りている人のパソコンから自動的に消滅するとともに、利用者のパソコンへの保存や印刷はできないなど、幾つかの利用制限が設けられております。

また、国立国会図書館では、著作権の保護期間が満了したもの、著作権者の許諾を得たものなどを中心に、同館所蔵の明治期、大正期の刊行図書を収録した画像データベース約17万冊余りを同館のホームページ上に開設された近代デジタルライブラリーの中で閲覧できるようになっています。

千代田W e b 図書館のように館外貸出は行われていませんが、インターネットで国立国会図書館のホームページを開けば、だれでも自由に画像本で閲覧でき、保存や印刷もできるサービスが展開されています。

このようなサービスにより、障害のある方など来館が難しい方の図書館利用も可能になり、また、蔵書スペースの制約が解消されたり、蔵書の保存・維持が半永久的に可能となるなど、多くのメリットを生むことができます。

しかしながら、今後、公立図書館がすべての電子書籍を紙の本と同様に無料貸出するためには、著作権者や出版社などの権利保護、そのための著作権法の整備など、国や産業界のレベルで解決されなければならない多くの問題が山積しています。

電子書籍の出版はまだ緒についたばかりであり、先行き不透明な部分も多くありますので、国や県、他市の動き、出版界やI T 関連企業等の動向などに注視しながら、今後もW e b 図書館についての調査・研究を続け、常に時代に即応したよりよい利用者サービスが展開できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 詳しい説明をいただきましてありがとうございます。移動図書館につきましては、かなり具体的に進んでいるようでございますが、この先行してます山口市の例とちょっと比較をしてみますと、積載冊数についても3,500、ほぼ一緒と

いうことで、山口市の場合、ネットで検索してみますと滞在時間が40分ぐらいあります。それに対して防府は1時間にしていくと。コースにしても、今6コースと言われましたが、そういうふうに、これは回っていく中で、また検討されるようになると思うんですけども、こういう山口に限らず、他市の例については調査をされておりますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） これはブックモバイル移動図書館の導入につきましては、非常に効果があるということでございまして、随分前から他市の動向については調査を行っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 大変、この移動図書館については他の議員の一般質問も早くから取り上げられ、話題に上ってございましたので、ぜひ検討することになったわけでありますので、効果がしっかり出るような運用の仕方をしていただきたいと思います。

具体的に運行の時期というのはどのように考えられていますか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 教育委員会といたしましては、23年度に運行開始したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） 多くの方が喜ばれるのではないかというふうに感じております。

インターネットを利用した学校図書などのネットワーク構築ということで、今から試験的にいろいろ取り組んでいかれるということでございましたが、具体的にわかりやすく言いますと、このネットワークシステム構築をして何を目標しているか、何をしたいのかという点をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 先ほど答弁でも申しましたように、すべてのネットワーク内、いわゆる市立図書館と各学校の図書館の蔵書の検索ができるようになりますので、例えば一つの学校でこの勉強をしたいとなりましたときに、自分のところにはない場合には検索をして、ああ、この学校にあるねという形で、そのあたりで蔵書の有効的な活用が図られるということで、また、子どもたちも一つの自分のところの図書館だけではなく、よそのところも見てみて、見に行くことができますので、学習の方向についても十分勉強になるというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。



○17番（山根 祐二君） わかりました。しっかりこの辺のところも効果が上がるような進め方をさせていただきたいというふうに思います。

ウェブ図書館については、そのメリットについても御理解されてるようで、事細かく御意見いただきましたけれども、著作権についても法律の問題がまず必要なところであって、それからの対応になると思いますので、私の質問のほうも御所見を伺うという形にしております。将来的にはこういうのが取り組んでいくような自治体も多くなるのではないかと思います。

先ほど、このメリットの中で、本の紛失、破損についても、触れられましたけれども、実際、本市におきましては、蔵書、図書館の蔵書の破損、紛失、こういった、その結果除籍するわけですが、そういった結果についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 汚損とか紛失したものについてはどの御質問でございますけど、多くの方に御利用いただいた結果、自然に汚損とか破損する本は当然出てきます。

21年度の、その場合には除籍処理をしているところでございますけど、21年度の除籍図書は538冊でございます。いずれも長年の使用によって利用不能となった状態のものでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 17番、山根議員。

○17番（山根 祐二君） そういった余り大きい額というところまではいかないと思いますけれども、そういった損失についても電子、Web図書館については改善される部分の一つであるというふうに言えるのではないかと思います。

また、著作権については、千代田区のWeb図書館についてはプリントアウトできないとか、その他、著作権保護についてのことも先ほど述べられたようですが、この図書館が電子書籍を流通していくということで、著作権が侵されるかということなんですけれども、確かに先ほど言われたようないろんな細かい部分を考えていかないといけないとは思いますが、図書館の役目として、国立国会図書館館長の長尾さんが述べられている部分があるんですけども、その図書館長が言われているのには、今後、電子配信による新刊書籍の流通拡大が予想されると。その中で、図書館が担ってきた国民が知る権利を保障する役割が引き続き確保されることが望ましいということで、こういったシステムというのは導入していくことは必要であるというか、避けられないであろうというような御意見を述べられております。

また、著作権については、図書館が、これは出版社等が図書館がデジタル流通に関与す

ることで商業配信が脅かされることを懸念する声があると。図書館に電子書籍が入ってしまっ、どんどん貸し出されれば売れなくなるじゃないかというような危惧があるわけですが、これについても著作者や出版社の権利に十分配慮した形で、その商業配信の健全な育成、あるいは図書館による公共サービス、これを両立させる方向での検討を要望するというので、まさに今からこれが検討されていく細かな部分ではないかと思えますけれども、これに対しても、やはりその図書館における電子書籍の利用というのを確保するためには、財政措置などの要望をしていかないといけないと、そういうことを述べられております。まさに先ほど御答弁で言われたように、国の体制、法律の体制などを見て、今から検討していくことだろうと思えますけれども、やはりこういったことは考えに、頭の中に入れておかないと、なかなか簡単にできることではないというふうに思います。

また、千代田区だけがやっているのかと、まだまだそんなに自治体が対応する時期ではないのかというふうに思われることもあるかと思えますけれども、これ、実際にはこの12月、まさに12月10日とありますので、あしたからなんですけれども、鎌倉の図書館で電子図書館の実証実験スタートというのがございます。これは要するに、千代田区の図書館だけではなく、全体的にこれを今から試していこうというふうな実験がスタートするわけでありまして。

そもそも、この電子図書館のことなんですけれども、国はというふうに考えているかといいますと、総務省はことし、新ICT利活用サービス創出支援事業という事業——これ内容は電子出版の環境整備が主な目的なんですけれども、こういったことをやっております。そして、公募をしまして、その公募期間中にいろいろ応募があるわけです。こういう利用方法があるよというのを手を挙げていただきまして、その中で29件応募があつて10件を決定したというような記事がありました。その10件決定した記事の中の 하나가、「図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト」というのがありまして、図書館でそういう電子書籍を利用するという一つのプロジェクトが発足したわけでありまして。

これについては、そのサービスの特徴としては、先ほど言われましたコンテンツの保護ということがございますけれども、コンテンツを保護しながら電子書籍、これを市民へ貸し出して閲覧できる機能、市民へそれを貸し出す機能というのを掲げております。図書館が持つ公平な知のアクセスを電子書籍でも実現していくと。また、今度民間に対しましては販売機会への創造ということで、図書館に対して、図書館向けに電子書籍等のコンテンツを販売するという機会も与えるというようなプロジェクトであります。

この鎌倉市の図書の実験というのは、そういう総務省の指針に従って、今回、やられる

わけであります。こういった内容かと、ちょっと紹介してみますと、あしたから来年3月末まで、この図書館に専用パソコンを置きまして、そしてモニターを募って自宅で閲覧できるようにすると。そのモニターに対して閲覧ができると。で、市内の観光客などに向けて、あるいは市内の店舗への設置も検討しているというようなお話であります。

もちろん先ほど言われました著作権管理につきましては、パソコンからの出力はできなくするとか、そういった千代田区図書館が先行実施しているようなやり方をやって、今から実験されると。これがやはり3年先、5年先にはかなり採用してくる自治体も多くなるのでないかなというふうに思っております。

で、この電子書籍というのが、本当にこの数カ月間にすごく市場には増えております。で、電子書籍というものが増えてくれば即図書館につながるわけではございませんけれども、電子書籍というのがやはり一般的になりつつあるということで、この配信数というのは、要するにその電子書籍の数なんですけども、これが年末にかけて特に大きく増えてくるようであります。で、それに伴ってその電子書籍が読めると、家にあるパソコンだけではなく、自分の端末で見れるということもありますので、それも多く予定されております。

で、皆さん御存じだと思いますけれども、既に5月に発売されておりますiPad、このようなものに続きまして、韓国サムスン電子のギャラクシー・タブ、あるいはシャープのガラパゴスというようなことで、非常に多くの端末機器が今から出てくるところであります。で、アメリカソニーの社長は、電子書籍はグーテンベルクの印刷技術の発明以来の大きな変化であり、この日本の書籍文化を世界に発信し、後世に伝えていきたいというふうに述べております。

こういったことから、世の中の流れというのがあるということをやはり我々行政においても認識して、その波を早くとらえていって、市民が要望する時期には対応できるようなことを整えていかないといけないと思っております。

これは要望になりますけれども、今後、全国でWeb図書館導入というのは必ず増えてくると思います。その際に他市の動向、あるいは自治体に市民の要望がどのようなものかというものをとらえて、また電子書籍の市場の動向というのも注視しながら、その他市の対応にもおくれをとらないような市民サービス、要望するものには対応していくという姿勢を崩さずに、しっかり目を、注視をしていただきたいということを要望しておきます。

以上で質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、17番、山根議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、8番、重川議員。

〔8番 重川 恭年君 登壇〕

○8番（重川 恭年君） 民意クラブの重川恭年でございます。今回は質問通告書にも記載しておりますとおり、防府市における交流人口の増加対策についてでございます。今、日本では、諸外国においても類を見ないほどの少子高齢化の波が押し寄せ、この結果が人口減少に拍車をかけてきておるわけでございます。

この防府市でも過日の議案第94号で提案、承認された第四次防府市総合計画基本構想に記載されておりますように、今の市域となった1955年、つまり昭和30年の人口は9万6,480名で、40年代、50年代、そして60年代と増加し、平成となった1990年には、11万9,056人、そして平成8年の1996年には最高を記録し、12万607名となっております。

それ以降は横ばいの状況から、若干の減少に向かっており、平成22年、つまりことしの9月末現在では、11万8,764人と記載されております。

さらには、今後の見通し数値として、5年後の2015年が11万6,000人、10年後の平成32年、つまり2020年には11万3,000人と見込まれております。

しかしながら、この数値は、総合計画、基本構想上の数値であるので、実際はまだまだ減少しているかもしれません。もしかしたら11万人を割り込んでいるかもしれませんし、その可能性は否定できません。執行部におかれましては、よほど企業や事業所の誘致、つまり働く場の確保対策等に努力をされない限り、定住人口の確保や人口定着増は図れないものと存じます。

そこで本題に入りますが、定住人口の減少が予想され、経済活力が落ちる中で、市の活力を支える方策としては数々あると思うわけでございますけれども、例えば、昭和30年代の1955年当時、第1次産業従事者の割合が36%、2次産業従事者の割合が23.1%、第3次産業従事者割合が40.9%、それが平成17年、2005年統計では、第1次産業従事者は、何と4.2%になっており、第2次、31.6%で、第3次、63%となっております。第1次産業従事者の比率は1955年の9分の1となっているわけでございます。

この産業構造を見直し、農業、林業、水産業等の1次産業の再振興を図り、活力を生み出す、今言われております地産地消とか、そういう方法もあるかと思っておりますけれども、自然環境の変化やライフスタイルの変化等でなかなか難しく、またすぐに効果を求めることはできません。

そこで、可能性があると思われるのが定住人口に相對する言葉として使われております

交流人口、この増加対策ではないかと存じます。

昨今の防府市の活力状況を見るにつけ、お寒い限りでございます。平成に入ってから統計数字を見てみますと、市内の事業所数は減り続けております。それにつれ、従業員数も下がりっぱなし。年間における商品販売額も同様の傾向を示しております。

市民アンケートの結果を見ても、市内居住者が市外へ出かける頻度が多くなっております。今こそこれを逆転させなければいけないのではないかと思う次第でございます。要は、市の活力を引き上げる、引き出す方策で早急にとらなければならない策は、先ほど言いました交流人口の増加対策だと考えますけれども、執行部としてはどのように考えているのかお尋ねいたしたいと存じます。

以上で、壇上からの質問を終わります。執行部におかれましては、誠意ある前向きな答弁をお願いいたしたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

交流人口の増加対策についてのお尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、交流人口とは通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、レジャー、観光など、さまざまな目的を持ってその地域を訪れ、地域の人々と交流をする人々のこととございまして、その地域に住んでいる人々、つまり定住人口に相対する概念かと存じるところでございます。

人口減少と少子高齢化が一段と進み、定住人口の増加を目指すことが地方都市においては難しくなっている中で、都市の活力を保つために、定住人口のみならず交流人口を増加させようという考え方が一般的になりつつありまして、総合計画の中の目標人口に交流人口を含める自治体も多くなってきております。

人口減少と少子高齢化の傾向は本市においても同様でございます。御指摘のとおり、本市の人口は平成8年の12万607人をピークに少しずつ減少しておりまして、来年度からスタートする第四次防府総合計画「防府まちづくりプラン2020」の基本構想では、人口の見通しを5年後の平成27年に11万6,400人、10年後の平成32年に11万3,400人としているところでございます。また、人口を年齢により区分した年齢3区分別人口では、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加する見込みとなっております。

このように少子高齢化が進み、定住人口の減少が見込まれる中で、地域を活性化させるには、交流人口の増加を図ることが最も有効な方策の一つであることは、十分認識いたしております。

基本構想でも述べておりますように、古くから政治・経済の中心地として、近年は塩田跡地を利用した臨海工業都市として発展してきた防府市では、港や山陽道、萩往還を軸に、さまざまな交流が繰り広げられてまいりました。交流はまちの魅力を引き出し、さらなる交流の拡大を促進し、人もまちも元気にあふれる防府市を築く原動力となるものでございます。

今後、さらに交流を拡大し、まちを活性化していくには、今まで以上に地域の資源を生かした多彩な魅力の創出が必要でございます。そのためには、そこに住む人々が地域のすばらしさを再認識し、そこに住んでよかったと思うことが大切でございます。これは定住人口の増加にもつながると考えております。

これまで市民の皆様の満足度を高めるために、さまざまな施策に取り組んでまいりましたが、今後も「防府まちづくりプラン2020」の基本計画に基づき、文化交流、スポーツ交流、農林漁業体験、観光や商業の振興など、交流人口の増加に結びつく取り組みや防府市の魅力を高めていく施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今、御答弁をいただきました。市全般から見れば、今、市長のほうから答弁のありましたように、さまざまな交流というものがあると思います。市長の言葉の中にあつたように、体育交流、スポーツ交流や文化交流、あるいは農業、林業、漁業を通じた体験等による交流、多岐にわたるものと存じますが、今、私がここで交流と言っている意味は、観光に主眼を置いた交流を指しているんだというふうな御理解をいただければ結構かと存じます。また、観光と一口に言いましても、これまた多種多様な事柄がありますけれども、要は市内に、市外から、あるいは県内外から人々に来ていただくことと解釈願えればよいかと存じます。

そこで質問ですけれども、最近の来防観光客数、あるいは宿泊者数の推移はどうなっているのか、これをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） それでは、平成19年から3年間の観光客数、そして宿泊者数につきましてお答えをいたします。

まず、観光客数につきましては、平成19年が68万9,254人、平成20年が72万260人、平成21年が67万8,163人でございます。

次に、宿泊者数につきましては、平成19年が5万4,623人、平成20年が5万6,789人、そして21年が3万9,276人となっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 19年から3年間、観光客数を今19年が68万9,000人とおっしゃいました。それから20年は若干上がっておりますけれども、また21年はその3年前よりまた下がっていると。で、宿泊者数に至っては5万6,000人あったものが、また21年には3万9,000人に下がってきていると、こういうようなことでございます。

で、私が昨年の県観光統計を見させていただいたんでございますけれども、県内自治体のうち、防府市は入り込み客の数値が低位であったというふうに記憶しておりますが、この数値、順位は、県内の自治体でどのような地位というか位置というか、これにあるのかをお示しいただきたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。

本市の観光客数の県内の位置づけでございますが、県が県内における観光客の動向を把握し、観光施策推進の基礎資料とするために、各市長の報告を受けまして、毎年実施をしております山口県観光客動態調査、この平成21年の結果につきましては、県内20市町の上位、まず3位まででございますけれども、下関市が約600万人、岩国市が約341万人、山口市が約326万人となっております。本市は柳井市の約72万人、これに次ぎ、市部で10位、市町全体では11位というふうに平成21年にはなっております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今また数字を言っていただきました。で、防府市の位置づけは、今、本当、最下位の数字じゃないかというふうに思っております。下関600万、岩国341万、山口326万、それに比べて防府市は先ほど言われました67万ですか、21年度。しかしながら、それにしても本当に少ない数字だと思います。この数値は大変低位であると、私から思えば認識せざるを得ないわけでございます。

市内には素晴らしい見どころがあるという割には低位であるというふうに思いますよ。それで、防府には日本で最初に創建されたと称されている防府天満宮があり、また創建の地に建っている周防国分寺あり、毛利氏庭園、あるいは博物館、さらには阿弥陀寺、そして今、盛んに言われておりますように、体験観光というものも言われておりますが、塩づくり体験のできる三田尻塩田記念公園、それから大平山ロープウェイ、こういうことでござい

ます。そして、さらに言わせてもらうなら、重要文化財や国宝も県内で一番多く所在するというふうなことも言われております。

このような防府市が、理由はいろんな理由がありましようけれども、先ほど答弁にあったような数値、位置づけではいけないのではないかと考えております。何か宝に、あるいは玉に磨きがかかっていないのではないかと存じておりますが、原因をどのように判断、分析されておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

観光客数の順位が低いのではないかとのお尋ねではないかと思っております。先ほどお答えしました本市の平成21年の観光客数、約67万8,000人でございますけれども、これは防府天満宮、毛利氏庭園及び博物館、周防国分寺、大平山ロープウェイ、東大寺別院阿弥陀寺、そして三田尻塩田記念産業公園の6施設とミカン狩り、海水浴、これを対象といたしまして観光客数を計上しているところでございます。

したがって、防府市の場合、祭り、イベント、この来防者につきましては含まれておりません。しかし、県の観光客の動態調査によりますと、観光客を抽出する調査対象が統一されておらず、イベントや祭り、そしてゴルフ場などを計上している市町もあることから、必ずしも比較可能なものとなっていないというのが現状でございます。

しかし、このような中、国におきましては、平成21年12月に観光庁が「観光入込客統計に関する共通基準」、これを策定をしまして、平成22年から各都道府県に対しまして共通基準に基づく調査の実施を要請しておりまして、今後は比較可能な統計値として活用できるものと考えております。

なお、平成22年の本市の観光客数につきましては、この4月に開館をいたしましたまちの駅うめてらす、これの入込客数も新たに観光地点として追加し、県に報告することとなります。

いずれにいたしましても、本年度中に観光振興の基本計画を策定をいたしまして、観光振興による交流人口の拡大に向けた施策に取り組んでまいります。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今、答弁のありました、その基準が必ずしも統一されておらないということで、こういう数字の違いが出てきているんだというお答えがありました。しかし、統計数値として公表されるということになると、基準が違うから防府市は別なんだという理由は、なかなか理由として通らないと思うんですよね、公表数値として出された



ときには。今までは基準が違っていたと。これからは観光庁が全国的に統一基準を出して調査をするようになるので、次からはこういうばらばらな基準はないということでございますので、これがぜひ上位に向かっていくように希望するわけでございます。

そこで私が常々思っておりますことは、観光振興にはソフトの面の充実、それからハード面での充実、その両者が有機的に結びついておらないと、本当の意味の観光振興はできないというふうに思っております。市民共有のホスピタリティー、つまり、もてなしの心と受け入れ態勢の整備、あるいは広報宣伝等ではなかろうかと思っております。それで市民全体が来訪者に接するもてなしの心の教育をはぐくむこと。そして、これはハード面になるかもわかりませんが、まち全体の雰囲気づくり、さらには広報宣伝に努める努力をする、そういうことではないかと思っております。

例えば、ここにもたくさんの防府市のパンフレット、ありますけれども、豪華でなくてもよいと。来訪者にわかりやすく、見やすく、そして手刷りのようなものでもよいから、商店街を歩いたらすべての店舗や、あるいは公共施設等、至るところに置いてある等々の工夫であると思います。市の観光宣伝等はどのようになされているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 市の観光宣伝について、どのように実施をしているかということの御質問でございます。

まず、市外で行った主な誘客の取り組みとしましては、自動車旅行者を対象に、高速道路の下松、宮島、古賀、各サービスエリア内で観光宣伝を実施をし、鉄道利用者につきましては、JR広島、鹿児島駅の両駅で観光宣伝を行うとともに、JR西日本及びJR九州の主要駅への観光ポスターの掲出を行ってまいりました。

一方、市内におきましては、まちの駅うめてらすでの映像機器、ホームページによる観光情報の発信、展示・休憩・情報コーナーを活用いたしました各種観光情報の提供、観光情報館コア銀座でのイベント時の観光ビデオの放映、JR防府駅構内での観光案内マップのリニューアル、そしてまちの駅を中心に組織をしました防府市観光ネットワーク参加店でのポスターの掲出、市内の主要ホテルの協力によるロビーなどでの観光紹介ビデオの放映等を行っております。

一方、防府市観光協会におかれましては、高速道路のサービスエリア、JR主要駅での市と連携しての観光PRイベントや防府観光物産協会と共催をしまして、観光物産展の開催など、観光のPRの強化に努めておられます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） わかりました。それで、今までの御回答で防府の観光交流人口増に対する数値、対応は、まだまだ十分ではないのではないかと認識しておりますので、私の思いも含め、今後の対応を十分していただきたいということで、少々長くなりますが申し述べさせていただきます。

今までのお尋ねいたしましたけれども、壇上で冒頭質問いたしましたように、人口が減少の中、経済も縮小傾向にあると。そのような中であって、今、人々は物の豊かさよりも心の豊かさや安らぎ、憩いを求める時代となってきました。

このような中であって、自然豊かで、先ほど述べましたような史跡、旧跡にも恵まれ、歴史的にも太古の昔、古墳時代から発展してきた面影を今なお残しております防府市は、まだまだ磨けば光り輝く宝の山が眠っているのではないかというふうに残っております。自然、文化、伝統が根づいております。

国においても、平成8年の10月、観光庁を設置し、国内だけの人々の移動観光から、海外からも観光客を呼び寄せ経済浮揚につなげたいと必死ですし、山口県もついこの前、同様の対策を打ち出されております。

市長は、教育、環境、観光、つまり観光とは市民全体目線での観光という意味もありましょうけれども、交流人口を指されておるのではないかととも思いますけれども、この3Kに力点を置くと言われております。今まで、とかく行政は観光、言えばこれは個人の娯楽であり、趣味であって、行政が主導するものではない、こういう認識が強かったのではないかとおもわれますが、今では観光は総合産業と言われております。金を生み出す、金のなるツール、経済牽引の努力であると認識されてきております。

昭和38年に観光基本法が制定され、理念が盛り込まれております。その後には海外旅行倍増計画――昭和62年でございますけれども、初めとして、平成に入ってからにはコンベンション法、平成6年、以下多くの法や計画が作成されております。

最近では、観光立国行動計画、これは平成15年でございますけれども、ビジット・ジャパン・キャンペーン――これも平成15年です――などが策定実施されておりますが、これらは国のレベルで国際分野でのことが中心でございます。しかし、これとて日本全体の人口減少に対応する日本国の経済活性化につなげるために、そういう、国は施策を出しているものだと思います。なぜ、今、国において、旧観光基本法を改正してまで観光立国推進基本法が制定されたのか、観光庁が設立されたのかを考える必要があると思います。

これは国レベルにおいて、すべて交流人口増がキーワードなんです。それで法改

定に際し、その中に地方公共団体の責務を明記したわけでございます。つまり地方の特性を生かした施策の作成と実施及び広域的な連携協力等であり、また住民の責務として観光立国の重要性の理解及び魅力ある観光地の形成への積極的な役割分担、こういうものでございます。

このことにより従前の国レベルの施策、政策、理念から地方都市自治体も観光立国の実現に参画し、重要な役割を担うことになるわけでございます。とは言いながら、法の整備や名称、権限、理念は掲げられたものの、その機能、あるいは人員、予算などにおいては何ら進展がないのが実情ではないかと思っております。

そこで重要になるのが、昨日も同僚議員の質問の中に、戦略、あるいは戦術また防府市独自の特性、オリジナリティーなどの言葉が出ておりましたけれども、まさしく防府独特のグランドデザインを描かなくてはいけないのじゃないかと思っております。そして交流人口増を図るようにする。観光は個人の趣味であるという発想から、最大の産業であると発想を転換すべきであると思えます。

例えば、大型会議の開催ができる環境を整える。あるいは見本市、展示会の開催ができる環境を整える。それからスポーツイベントやコンサートの開催ができる環境、あるいは今ではショッピングやグルメ、各種社会見学等々、数え上げれば切りがないほど交流人口増の範疇に含まれると思えます。

話はちょっと切りかわりますが、かつて竹下内閣の時代、ふるさと創生事業というものがございました。各市町村に1億円が交付されたわけでございます。防府市ではどのように使用されたのかわかりませんが、全国では多くのアイデアで交流人口増につなげているところもございます。全国では、温泉を掘削し、交流人口増につなげているところもありますし、防府市で、もしかしてそのようにしておれば、観光面で寄与しておったかもしれません。掘削しておけばよかったのではないかと悔やむばかりですが、今からでも遅くない、掘削するくらいの気合いも欲しいもんだというふうに思います。

これからの経済活性化のかぎは、人々が今以上に行き来する交流であります。交流人口の場で、増であります。それは第一には観光振興だと思っております。そのため、来てよかった、行ってよかった、また行ってみたい、歩いてみたいと思う人々の心も含め、景観にも配慮したまちづくりであろうと思えます。

人々の交流は、交通費を使う、宿泊もする、食事もする、地元の土産も買う、それをつくる、製造する人もいとなれば、人的にも物的にも、膨大かつ相当な経済効果、活力が生まれてくるものだと思います。つまり波及効果であります。これこそが市長の言われる、行くなら防府、住むなら防府、見るなら防府、活力ある都市なら防府ということではない

でしょうか。

最後は要望、願望となりましたが、全庁を挙げて観光を主体とした交流人口増加につながる施策を今以上に、それも早急に行っていただき、市の活力源としてもらいたいと存じます。私の交流人口増加対策についての質問を終わりたいと存じますが、最後に、これまでの質疑、要望、願望などを含め、市長の御所見をお伺いして、終了したいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 時間もあるようでございますので、私から、私の思いもお伝えをしたいと思います。

昨年の21年度の宿泊客、あるいは観光客ががたと落ちたというのは、これはあの大災害の影響が私は何よりもあらわれているというふうに思っております。

したがって、今年度、22年度は昨年と比べれば飛躍的に数字は上がるものと、実は確信をいたしております。それは、初詣のお客様、あるいは花見のお客様、あるいはロープウェイのお客様、花火大会のときのあのにぎわい、去年はなかったわけですから、花火大会はですね。それからあじさい祭り、そしてフリーマーケット、いろんなイベントが皆、幸運なことにことしは好天に恵まれました。そして加えてまちの駅は、部長も申したかと思いますが、4月の終わりにオープンして、11月の終わりで40万人を突破しております。物販も予想以上に売れているということですし、あそこの中に入っておりますレストランも連日満員です。では周辺が廃っているかということ、そんなことはございません。

先般も私は、わざとまちの駅の中では食事をしないで、その向かい側にあるお店屋さんで食事をいたしました。もう本当に片づける暇がないと。お正月には防府商業の子どもさんにアルバイトで来てもらうように学校に実はお願いをしていると。ただし、賃金はお支払いできないんだそうで、中学生、高校生には図書券で来てもらうんだというようなことさえもおっしゃっておられましたし、そのお隣にもあります、いろいろお聞きしているところのお店屋さんとも話をしましたけども、圧倒的に人手は出ているということでもございました。

そんなような状況の中で、私は確実に今日までの努力と、それからマイマイ新子も、これはまた防府市出身の高樹のぶ子さんが、あれだけの力を入れていろいろやってくれて、この間の国衛の野外の大映写会も1,000人を超える人たちが、物すごい大きなスクリーンですね、横二十何メートル、縦13メートルというようなスクリーンですから、恐るべきスクリーンですけども、その前で皆さん夜ずっと見学を、マイマイ新子を見ておられました。

ああいうような感じで、私は確実に交流人口は増大してきていると、このように思っているところでございます。

今盛んに取り組んでおります、まちづくり交付金事業で景観整備を行っております周防国分寺から毛利氏庭園にかけましても、実は私、今、観光担当のほうに指示を出しているんですが、あのかいわいで、例えば観光客用の駐車場を用意するとか、あるいは観光客目当てのお土産屋さんとか、あるいはぜんざい食べさせたり、しるこを飲ませたり、その時期に合ったものを用意されるようなお土産店とか、そういうものを出してみようという方に対しては何か助成ができないのかと。応援するプログラムをつくってみろという指示も実は出しております。間には今ペットブームでございますが、ペットを守る、ペットを大切にする神社もありますし、また周防一の宮のつながりにもなります佐波神社もございますし、あのあたりを何とか掘り起こすことはできないかとかいうようなことも実は指示をいたしております。

それから、昨日の大田議員の御質問だったと思いますけども、お答えしたかと思いますが、実はこんなことがあるんです。トップセールスの一つのことでございますけども、来年の1月18日に関西方面から10名ばかり私の友人が、12名と聞いておりますが、お見えになるということは、きのう私、ちょっと話したと思うんですけども、実は、広島に泊まって宮島を見て、宮島観光して、宮島で昼飯を食べて防府に2時30分に入って、3時20分には防府を出ると。その間に毛利氏庭園と毛利様の博物館を見学したいと、こういう提案であったんですが、私はそれ、やめてくれと。昼は防府で食ってくれと。そしてその毛利氏庭園と博物館と、そして周防国分寺と、そして防府天満宮等を参拝してもらおうと3時間必要だと。何とかならんかという話もしましたら、すぐまた電話が入りまして、予定を全部そのように合わせましょうと。11時半に防府に入るようにしましょうと、こういうふうにも言ってきてくれたようなあんばいでございます。

そのようなささやかな努力ではございますが、議員の皆様方にもお願いでございますが、皆様方お一人お一人がそれを繰り返されることによって、私は大きなものが期待できると思っております。

例えば、今、準備に入っております、実現できるかどうか、いろいろクリアしなきゃならない問題があるんですが、定期観光バスですね。土曜・日曜・祭日、かつて3年間、運行いたしました。私も市長に就任した直後、運行しておりましたので、空車を走らせるような恥ずかしいことはできんぞということで、この日とこの日とこの日は私が責任を持つということで重点的に、これはもう防府の人ばかりなんですけれども、リピーターですね、顔を立ててくれ、2,500円だったか、三千何百円だったか忘れましたが、お昼御

飯つきで、それをバスをとにかく20人ずつ、いっぱいにしたことがございますけども、この定期観光バスもしかりなんです。3月の第3土曜日は、重川、私が引き受けましょうと。翌日の日曜日はA議員が引き受けよう、その次の週はB議員が、C議員がというように、それぞれの議員さん方が、この日は自分がじゃあやってみようじゃないかと。近所の人やら親戚の人やら、いろんな人たちに声をかければ、10人や15人は皆様方のお力をもってすれば軽いことだろうと思いますので、そういうふうな形で運行日数の120日を、120日ほどあるとするならば120日を、100日あるとすれば、その100日を、この日は自分の日というぐらいの気持ちで取り組めば、私は定期観光バスはもうかることにつながっていくのではないかとさえ、実は思っているようなわけがございます。

そのような思いの中で、私はこれからの防府の観光は、今までの史跡、先人が残してくださったそういうとうといものを検証していくと同時に、種田山頭火のふるさと館に代表されるような文化の面においても、もっと目を見開いて、そのような山頭火ふるさと館のようなものも交流人口を増大させていくために、天満宮の周辺に引っ張り込んでくることによって、それならば有料駐車場をうちもやってみようじゃないかとか、あるいはそれならば喫茶店を、あるいはおでん屋さんを、あるいはちょっと生ビールを飲ますような店でもというようなことに、あるいは温泉は出なくても足湯を、お湯を流して、ちょっとつかってもらって、疲れをいやすとか、あるいは10分間1,000円の足もみマッサージをやりましょうとか、いろいろな私はアイデアが、人が寄ってくることによって、私は起こると思っているんです。

この間も私は約3時間、孫を連れて防府のそのあたりを歩いたわけですが、結構歩けば疲れるものがございます。それを少しでも疲れを感じさせないような歩き方ができるような知恵も、みんなで力を合わせていけば私はできていくのではないかというふうに思っております。

そんなようなことで、観光に視点を当てて市の交流人口をどうしたら増やしていけるかということについて、私どもももちろんでございますが、議員の皆様方におかれましても、今まで以上に取り組んでいただいて、防府のブランドを上げていくと、こういう努力でお願いを申し上げたいなど、このように感じております。

まだありますが、このぐらいで答弁させていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、8番、重川議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後 2 時 3 8 分 延会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 2 年 1 2 月 9 日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 斉 藤 旭

防府市議会議員 山 田 耕 治